

監査公表第 614 号

住民監査請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び京都市長に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 21 年 7 月 29 日

京都市監査委員 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

住民監査請求に係る請求文

京都市職員措置請求書

1-1 請求の趣旨

平成20年 6 月13日、京都市個別外部監査人により「京都市個別外部監査結果報告書（平成18年度に交付した政務調査費に係る住民監査請求）付、個別外部監査の結果に関する意見書」が提出された。

個別外部監査結果報告書は、平成18年度に交付した政務調査費の内 134,010,056円（会派分：7,400,968円，議員分：126,609,088円）の目的外支出があったと指摘した。

この個別外部監査結果報告書にみられる、外部監査人の監査を行うにあたっての誠実で公正な監査態度に…私たちと少し意見の相違するところはあるが…深く敬意を表したい。

平成19年度に交付された政務調査費は、4月に京都市会議員選挙が行われたことにより、4月の1か月分と5月から翌年3月までの11か月分に分かれて交付されたので、この両方についてそれぞれ分析・評価を行った。

分析・評価を行うにあたっては、金額が1件5万円以下及び人件費・事務所費に該当する領収書の写しの提出を義務付けていないことや会計帳簿及び調査結果の成果品など各証拠書類の提出も義務付けておらず、公開されないという制約のもとで「京都市個別外部監査結果報告書」の内容も参考にさせていただいたが、政務調査費の目的外支出が今回も多く見受けられた。

なお、分析・評価にあたっては、原則として以下の扱いを行った。

*領収書の写しのあるものについて

調査活動とその他の活動で共通使用されていると思われる場合は、按分率を1/2とした。

ただし、PC・ホームページ等については、按分率を1/3とした。

なお、自主的に按分されている場合もあるが、会計帳簿や各証拠書類の添付がなく、今回は認めなかった。（按分率9割というのが結構多くあった。）

*領収書の写しの無いものの内、人件費・事務所費について

原則として按分率を1/2とした。

*人件費・事務所費以外で領収書の写しの無いものについて

金額が1件5万円以下で領収書の写しの無いものについてはすべて目的外

支出とした。

ただし、新聞代については領収書の写しがない場合でも1紙のみ認めた。

I. 平成19年4月に交付された政務調査費

1 > 領収書の写しのあるものについて

(1) 目的外支出で違法・不当と認められるもの。

《会派分》（別表No.1による）

自由民主党	¥ 350,000円
日本共産党	¥ 700,471円
公明党	¥ 420,280円
民主・都みらい	¥ 22,422円
合計	¥1,493,173円

《議員分》（別表No.2～No.7による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥0円	2	磯辺とし子	¥0円	3	井上与一郎	¥0円
4	内海 貴夫	¥0円	5	加地 浩	¥0円	6	加藤 盛司	¥0円
7	北川 明	¥0円	8	国枝克一郎	¥0円	9	小林 正明	¥0円
10	繁 隆夫	¥0円	11	高橋泰一朗	¥0円	12	田中セツ子	¥0円
13	田中 英之	¥0円	14	津田 大三	¥0円	15	寺田 一博	¥100,000円
16	富 きくお	¥0円	17	中川 一雄	¥69,720円	18	中村三之助	¥0円
19	中村 安良	¥0円	20	西脇 尚一	¥0円	21	橋村 芳和	¥0円
22	巻野 渡	¥0円	23	椋田 知雄	¥121,433円			
24	赤阪 仁	¥60,000円	25	井坂 博文	¥60,000円	26	井上けんじ	¥56,000円
27	岩橋ちよみ	¥56,000円	28	加藤 あい	¥60,000円	29	加藤広太郎	¥52,000円
30	河合ようこ	¥60,000円	31	北山ただお	¥60,000円	32	くらた共子	¥56,000円
33	倉林 明子	¥60,000円	34	佐藤 和夫	¥60,000円	35	せのお直樹	¥60,000円
36	玉本なるみ	¥60,000円	37	西野さち子	¥60,000円	38	樋口 英明	¥60,000円
39	ふじい佐富	¥60,000円	40	藤原 冬樹	¥60,000円	41	宮田えりこ	¥60,000円
42	山中 渡	¥60,000円	43	山本 正志	¥60,000円			
44	井上 教子	¥0円	45	木村 力	¥0円	46	久保 勝信	¥0円
47	久保 省二	¥0円	48	柴田 章喜	¥0円	49	曾我 修	¥0円
50	大道 義知	¥29,000円	51	谷口 弘昌	¥60,000円	52	津田 早苗	¥0円
53	日置 文章	¥0円	54	湯浅 光彦	¥0円			
55	我孫子和子	¥0円	56	今枝 徳蔵	¥0円	57	宇都宮壮一	¥0円
58	隠塚 功	¥42,672円	59	小林あきろう	¥0円	60	鈴木 正穂	¥0円
61	砂川 祐司	¥0円	62	宮本 徹	¥0円	63	山岸たかゆき	¥0円
64	山口 幸秀	¥0円						
65	村山 祥栄	¥0円						

合計 ¥1,602,825円

注) 公明党の久保省二市議は政務調査費を申請されていなかったもので全て0円とした。

(2) 違法・不当な理由

《会派分》(別表No.1による)

各会派の広報費・資料作成費・備品消耗費について、別紙「平成19年度京都市政務調査費収支報告書等の写し分析・評価による違法・不当性と請求事項一覧表 No.1, 2007年4月分」に示した部分は会派活動・運営上でも必要で、使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと考えられるため、いずれも按分率の1/2は目的外支出で違法・不当と認められる。

ただし、PC・ホームページ等については、私用等にも使用されていると考えられるため、いずれも按分率の2/3は目的外支出で違法・不当と認められる。

《議員分》(別表No.2～No.7による)

4月1か月分のためだろうと思われるが、多くの議員の領収書の添付がなかった。

領収書の添付のあった広報費・通信運搬費・備品消耗費について、別紙「平成19年度京都市政務調査費収支報告書等の写し分析・評価による違法・不当性と請求事項一覧表 No.2～7」に示した部分は議員活動・運営上でも必要で、使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと考えられるため、いずれも按分率の1/2は目的外支出で違法・不当と認められる。

ただし、PC・ホームページ等については、私用等にも使用されていると考えられるため、いずれも按分率の2/3は目的外支出で違法・不当と認められる。

2>領収書の写しの無いものの内、人件費・事務所費について

(1) 目的外使用で違法・不当と認められるもの。

《会派分》(別表No.1による)

自由民主党	¥ 139,386円
日本共産党	¥ 332,825円
公明党	¥ 202,672円
民主・都みらい	¥ 263,725円
合計	¥ 938,608円

《議員分》(別表No.2～No.7による)

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥186,484円	2	磯辺とし子	¥153,645円	3	井上与一郎	¥57,673円
4	内海 貴夫	¥142,583円	5	加地 浩	¥81,000円	6	加藤 盛司	¥114,007円

7	北川 明	¥77,000円	8	国枝克一郎	¥120,027円	9	小林 正明	¥153,722円
10	繁 隆夫	¥171,000円	11	高橋泰一朗	¥150,000円	12	田中セツ子	¥124,674円
13	田中 英之	¥114,129円	14	津田 大三	¥79,718円	15	寺田 一博	¥43,683円
16	富 きくお	¥82,608円	17	中川 一雄	¥79,746円	18	中村三之助	¥78,784円
19	中村 安良	¥120,000円	20	西脇 尚一	¥105,000円	21	橋村 芳和	¥53,700円
22	巻野 渡	¥112,142円	23	棕田 知雄	¥100,000円			
24	赤阪 仁	¥0円	25	井坂 博文	¥0円	26	井上けんじ	¥0円
27	岩橋ちよみ	¥0円	28	加藤 あい	¥0円	29	加藤広太郎	¥0円
30	河合ようこ	¥0円	31	北山ただお	¥0円	32	くらた共子	¥0円
33	倉林 明子	¥0円	34	佐藤 和夫	¥0円	35	せのお直樹	¥0円
36	玉本なるみ	¥0円	37	西野さち子	¥0円	38	樋口 英明	¥0円
39	ふじい佐富	¥0円	40	藤原 冬樹	¥0円	41	宮田えりこ	¥0円
42	山中 渡	¥0円	43	山本 正志	¥0円			
44	井上 教子	¥42,299円	45	木村 力	¥0円	46	久保 勝信	¥2,738円
47	久保 省二	¥0円	48	柴田 章喜	¥1,754円	49	曾我 修	¥29,169円
50	大道 義知	¥0円	51	谷口 弘昌	¥44,532円	52	津田 早苗	¥28,587円
53	日置 文章	¥49,447円	54	湯浅 光彦	¥54,445円			
55	我孫子和子	¥96,604円	56	今枝 徳蔵	¥140,000円	57	宇都宮壮一	¥45,221円
58	隠塚 功	¥71,376円	59	小林あきろう	¥185,000円	60	鈴木 正穂	¥178,550円
61	砂川 祐司	¥139,210円	62	宮本 徹	¥93,453円	63	山岸たかゆき	¥175,308円
64	山口 幸秀	¥50,000円						
65	村山 祥栄	¥68,897円						

合計 ¥3,997,915円

(2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No. 1～No. 7による）

人件費・事務所費は会派活動・運営上でも必要で、使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと考えられるため、いずれも按分率の1/2は目的外支出で違法・不当と認められる。

3 > 上記2 > 以外で領収書の写しの無いものについて

(1) 目的外支出で違法・不当と認められるもの。

《会派分》（別表NO. 1による）

自由民主党 ¥101,977円

日本共産党 ¥302,374円

公明党 ¥142,652円

民主・都みらい ¥99,221円

合計 ¥646,224円

《議員分》（別表No. 2～No. 7による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥27,032円	2	磯辺とし子	¥92,710円	3	井上与一郎	¥47,904円
4	内海 貴夫	¥110,909円	5	加地 浩	¥234,075円	6	加藤 盛司	¥151,982円
7	北川 明	¥114,311円	8	国枝克一郎	¥159,943円	9	小林 正明	¥88,631円
10	繁 隆夫	¥54,075円	11	高橋泰一朗	¥96,075円	12	田中セツ子	¥42,966円
13	田中 英之	¥144,082円	14	津田 大三	¥236,640円	15	寺田 一博	¥112,635円
16	富 きくお	¥83,615円	17	中川 一雄	¥135,928円	18	中村三之助	¥86,507円
19	中村 安良	¥160,000円	20	西脇 尚一	¥186,075円	21	橋村 芳和	¥274,013円
22	巻野 渡	¥171,791円	23	椋田 知雄	¥17,850円			
24	赤阪 仁	¥14,415円	25	井坂 博文	¥24,430円	26	井上けんじ	¥33,431円
27	岩橋ちよみ	¥33,432円	28	加藤 あい	¥25,030円	29	加藤広太郎	¥43,692円
30	河合ようこ	¥14,432円	31	北山ただお	¥24,430円	32	くらた共子	¥30,030円
33	倉林 明子	¥24,430円	34	佐藤 和夫	¥14,431円	35	せのお直樹	¥14,432円
36	玉本なるみ	¥25,030円	37	西野さち子	¥24,431円	38	樋口 英明	¥14,430円
39	ふじい佐富	¥15,931円	40	藤原 冬樹	¥14,432円	41	宮田えりこ	¥24,430円
42	山中 渡	¥14,430円	43	山本 正志	¥26,830円			
44	井上 教子	¥59,290円	45	木村 力	¥201,510円	46	久保 勝信	¥277,622円
47	久保 省二	¥0円	48	柴田 章喜	¥228,514円	49	曾我 修	¥122,280円
50	大道 義知	¥220,973円	51	谷口 弘昌	¥60,766円	52	津田 早苗	¥122,121円
53	日置 文章	¥183,717円	54	湯浅 光彦	¥127,680円			
55	我孫子和子	¥149,464円	56	今枝 徳蔵	¥116,075円	57	宇都宮壮一	¥218,794円
58	隠塚 功	¥135,065円	59	小林あきろう	¥26,075円	60	鈴木 正穂	¥33,778円
61	砂川 祐司	¥117,655円	62	宮本 徹	¥209,169円	63	山岸たかゆき	¥49,385円
64	山口 幸秀	¥0円						
65	村山 祥栄	¥121,508円						

合計 ¥6,067,749円

(2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No.1～No.7による）

市から委託を受けた政務調査目的への支出の合理性を示すものがなく、必要な費用という該当性も認められない。説明責任にも全く欠いている。

条例施行規程第2条に基づき各会派並びに各議員が厳重保管している会計帳簿や各証拠書類の全部又は大半の提出を義務付けられていないことは規程の欠陥にすぎず、免責条項でもなく、本来の説明責任を怠っていると云わざるを得ない。

それゆえ、金額が1件5万円以下で領収書の写しのないものについては、すべて目的外支出で違法・不当と判断せざるをえない。

ただし、新聞代については領収書の写しがなくても1紙分のみ認め

た。

4 > 平成19年4月に交付された政務調査費のまとめ

上記1 > ・ 2 > ・ 3 >により被った損害額の合計

《会派分》（別表No. 1による）

総額	自由民主党	¥ 591,363円
	日本共産党	¥1,335,670円
	公明党	¥ 765,604円
	民主・都みらい	¥ 385,368円
合計		¥3,078,005円

《議員分》（別表No. 2～No. 7による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	青木ヨシオ	¥213,516円	2	磯辺とし子	¥246,355円	3	井上与一郎	¥105,577円
4	内海 貴夫	¥253,492円	5	加地 浩	¥315,075円	6	加藤 盛司	¥265,989円
7	北川 明	¥191,311円	8	国枝克一郎	¥279,970円	9	小林 正明	¥242,353円
10	繁 隆夫	¥225,075円	11	高橋泰一朗	¥246,075円	12	田中セツ子	¥167,640円
13	田中 英之	¥258,211円	14	津田 大三	¥316,358円	15	寺田 一博	¥256,318円
16	富 きくお	¥166,223円	17	中川 一雄	¥285,394円	18	中村三之助	¥165,291円
19	中村 安良	¥280,000円	20	西脇 尚一	¥291,075円	21	橋村 芳和	¥327,713円
22	巻野 渡	¥283,933円	23	椋田 知雄	¥239,283円			
24	赤阪 仁	¥74,415円	25	井坂 博文	¥84,430円	26	井上けんじ	¥89,431円
27	岩橋ちよみ	¥89,432円	28	加藤 あい	¥85,030円	29	加藤広太郎	¥95,692円
30	河合ようこ	¥74,432円	31	北山ただお	¥84,430円	32	くらた共子	¥86,030円
33	倉林 明子	¥84,430円	34	佐藤 和夫	¥74,431円	35	せのお直樹	¥74,432円
36	玉本なるみ	¥85,030円	37	西野さち子	¥84,431円	38	樋口 英明	¥74,430円
39	ふじい佐富	¥75,931円	40	藤原 冬樹	¥74,432円	41	宮田えりこ	¥84,430円
42	山中 渡	¥74,430円	43	山本 正志	¥86,830円			
44	井上 教子	¥101,589円	45	木村 力	¥201,510円	46	久保 勝信	¥280,360円
47	久保 省二	¥0円	48	柴田 章喜	¥230,268円	49	曾我 修	¥151,449円
50	大道 義知	¥249,973円	51	谷口 弘昌	¥165,298円	52	津田 早苗	¥150,708円
53	日置 文章	¥233,164円	54	湯浅 光彦	¥182,125円			
55	我孫子和子	¥246,068円	56	今枝 徳蔵	¥256,075円	57	宇都宮壮一	¥264,015円
58	隠塚 功	¥249,113円	59	小林あきろう	¥211,075円	60	鈴木 正穂	¥212,328円
61	砂川 祐司	¥256,865円	62	宮本 徹	¥302,622円	63	山岸たかゆき	¥224,693円
64	山口 幸秀	¥50,000円						
65	村山 祥栄	¥190,405円						

合計 ¥11,668,489円

総計（会派分＋議員分） ¥14,746,494円

(¥3,078,005円＋¥11,668,489円)

Ⅱ. 平成19年5月から平成20年3月までに交付された政務調査費

1 > 領収書の写しのあるものについて

(1) 目的外支出で違法・不当と認められるもの。

《会派分》 (別表No.1・2による)

自由民主党 ¥12,322,406円

日本共産党 ¥7,273,830円

民主・都みらい ¥6,227,284円

公明党 ¥2,373,411円

合計 ¥28,196,931円

《議員分》 (別表No.3～No.12による)

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	井上与一郎	¥128,666円	2	内海 貴夫	¥1,209,730円	3	大西 均	¥1,164,714円
4	加地 浩	¥1,358,698円	5	加藤 盛司	¥1,051,318円	6	小林 正明	¥1,229,764円
7	繁 隆夫	¥0円	8	高橋泰一朗	¥0円	9	田中 明秀	¥233,853円
10	田中セツ子	¥320,000円	11	田中 英之	¥334,125円	12	津田 大三	¥729,886円
13	寺田 一博	¥1,366,660円	14	富 きくお	¥48,000円	15	中村三之助	¥1,400,000円
16	西村 義直	¥192,842円	17	西脇 尚一	¥0円	18	橋村 芳和	¥450,290円
19	巻野 渡	¥193,403円	20	椋田 知雄	¥756,204円	21	山元 あき	¥0円
22	山本 恵一	¥116,676円	23	吉井あきら	¥0円			
24	赤阪 仁	¥240,060円	25	井坂 博文	¥346,117円	26	井上けんじ	¥240,062円
27	岩橋ちよみ	¥240,059円	28	加藤 あい	¥257,781円	29	加藤広太郎	¥240,059円
30	河合ようこ	¥240,059円	31	北山ただお	¥315,327円	32	くらた共子	¥240,059円
33	倉林 明子	¥273,327円	34	佐藤 和夫	¥240,059円	35	せのお直樹	¥240,059円
36	玉本なるみ	¥240,059円	37	とがし 豊	¥318,349円	38	西野さち子	¥293,084円
39	西村 善美	¥267,359円	40	樋口 英明	¥310,206円	41	宮田えりこ	¥234,079円
42	山中 渡	¥240,059円						
43	青木よしか	¥439,434円	44	安孫子和子	¥537,365円	45	天方 浩之	¥190,000円
46	今枝 徳蔵	¥118,598円	47	隠塚 功	¥268,953円	48	小林あきろう	¥264,300円
49	鈴木 正穂	¥304,748円	50	中野 洋一	¥309,665円	51	藤川 剛	¥0円
52	宮本 徹	¥0円	53	安井つとむ	¥1,346,034円	54	山岸たかゆき	¥105,500円
55	山本 恵	¥83,319円	56	山本ひろふみ	¥178,530円			
57	井上 教子	¥121,792円	58	木村 力	¥311,668円	59	久保 勝信	¥97,585円
60	柴田 章喜	¥80,500円	61	曾我 修	¥267,500円	62	大道 義知	¥522,115円
63	谷口 弘昌	¥328,533円	64	津田 早苗	¥133,788円	65	日置 文章	¥95,000円
66	平山 賀一	¥0円	67	湯浅 光彦	¥626,073円	68	吉田 孝雄	¥116,620円

合計 ¥24,148,672円

(2) 違法・不当な理由

《会派分》（別表No.1・2による）

各会派の委託調査費・研修研究費・調査旅費・広報費・資料作成費・資料購入費・通信運搬費・備品消耗費について、別紙「平成19年度京都市政務調査費収支報告書等の写し分析・評価による違法・不当性と請求事項一覧表 No.1・2, 2007年5月～2008年3月分」に示した部分は会派活動・運営上でも必要で、使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと考えられるため、いずれも按分率の1/2は目的外支出で違法・不当と認められる。

ただし、PC・ホームページ等については、私用等にも使用されていると考えられるため、いずれも按分率の2/3は目的外支出で違法・不当と認められる。

また、自由民主党の新議員用防災服、日本共産党の議員写真撮影費、民主・都みらいの政令指定都市年会費、公明党の公明新聞購入等及び防災服購入費については政務調査費としては認められず、目的外支出で違法・不当と認められる。

《議員分》（別表No.3～No.12による）

領収書の添付のあった委託調査費・研修研究費・調査旅費・会議費・広報費・資料作成費・資料購入費・通信運搬費・備品消耗品費について、別紙「平成19年度京都市政務調査費収支報告書等の写し分析・評価による違法・不当性と請求事項一覧表 No.3～12」に示した部分は議員活動・運営上でも必要で、使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと考えられるため、いずれも按分率の1/2は目的外支出で違法・不当と認められる。

ただし、PC・ホームページ等については、私用等にも使用されていると考えられるため、いずれも按分率の2/3は目的外支出で違法・不当と認められる。

また、2・4・6・10・11・12・15・20番議員の夏・年賀ハガキの購入、送料、コピー代で使用目的が明確でない領収書のみが添付され、その他の資料も添付されていないものについては、いずれも政務調査とは認めがたく、目的外支出で違法・不当と認められる。

2・4番議員のポスター印刷や看板についても、政務調査とは認めがたく、目的外支出で違法・不当と認められる。

2>領収書の写しの無いものの内、人件費・事務所費について

(1) 目的外支出で違法・不当と認められるもの。

《会派分》（別表No.1・2による）

自由民主党	¥ 3,752,145円
日本共産党	¥ 3,891,069円

民主・都みらい ￥3,563,575円
 公明党 ￥3,142,041円
 合計 ￥14,348,830円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	井上与一郎	¥1,226,885円	2	内海 貴夫	¥904,808円	3	大西 均	¥693,560円
4	加地 浩	¥981,321円	5	加藤 盛司	¥1,318,933円	6	小林 正明	¥1,391,598円
7	繁 隆夫	¥1,610,000円	8	高橋泰一朗	¥1,957,315円	9	田中 明秀	¥1,494,998円
10	田中セツ子	¥1,384,469円	11	田中 英之	¥1,080,970円	12	津田 大三	¥1,57,988円
13	寺田 一博	¥689,695円	14	富 きくお	¥1,836,119円	15	中村三之助	¥1,104,319円
16	西村 義直	¥1,015,213円	17	西脇 尚一	¥1,258,316円	18	橋村 芳和	¥1,749,710円
19	巻野 渡	¥1,853,384円	20	棕田 知雄	¥1,215,940円	21	山元 あき	¥764,409円
22	山本 恵一	¥1,309,486円	23	吉井あきら	¥1,620,515円			
24	赤阪 仁	¥0円	25	井坂 博文	¥0円	26	井上けんじ	¥0円
27	岩橋ちよみ	¥0円	28	加藤 あい	¥0円	29	加藤広太郎	¥0円
30	河合ようこ	¥0円	31	北山ただお	¥0円	32	くらた共子	¥0円
33	倉林 明子	¥0円	34	佐藤 和夫	¥0円	35	せのお直樹	¥0円
36	玉本なるみ	¥0円	37	とがし 豊	¥0円	38	西野さち子	¥0円
39	西村 善美	¥0円	40	樋口 英明	¥0円	41	宮田えりこ	¥0円
42	山中 渡	¥0円						
43	青木よしか	¥1,589,446円	44	安孫子和子	¥1,168,942円	45	天方 浩之	¥1,876,970円
46	今枝 徳蔵	¥1,754,038円	47	隠塚 功	¥1,414,350円	48	小林あきろう	¥1,385,000円
49	鈴木 正穂	¥1,020,569円	50	中野 洋一	¥1,105,669円	51	藤川 剛	¥905,097円
52	宮本 徹	¥1,084,446円	53	安井つとむ	¥851,134円	54	山岸たかゆき	¥1,631,431円
55	山本 恵	¥1,456,699円	56	山本ひろふみ	¥1,834,417円			
57	井上 教子	¥697,992円	58	木村 力	¥488,317円	59	久保 勝信	¥42,931円
60	柴田 章喜	¥585,436円	61	曾我 修	¥336,717円	62	大道 義知	¥0円
63	谷口 弘昌	¥556,530円	64	津田 早苗	¥355,171円	65	日置 文章	¥551,605円
66	平山 賀一	¥713,773円	67	湯浅 光彦	¥548,299円	68	吉田 孝雄	¥497,373円
69	村山 祥栄	¥718,384円						

合計 ￥34,690,687円

(2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No.1～No.12による）

人件費・事務所費は会派活動・運営上でも必要で、使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多く見積もっても1/2をこえないと考えられるため、いずれも按分率の1/2は目的外支出で違法・不当と認められる。

3 > 上記2 > 以外の領収書の写しの無いものについて

(1) 目的外支出で違法・不当と認められるもの。

《会派分》 (別表No. 1・2による)

自由民主党	¥1,259,356円
日本共産党	¥3,249,844円
民主・都みらい	¥1,196,279円
公明党	¥1,943,543円
合計	¥7,649,022円

《議員分》 (別表No. 3～No.12による)

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	井上与一郎	¥907,167円	2	内海 貴夫	¥1,337,479円	3	大西 均	¥377,941円
4	加地 浩	¥926,978円	5	加藤 盛司	¥631,042円	6	小林 正明	¥344,483円
7	繁 隆夫	¥890,000円	8	高橋泰一朗	¥442,195円	9	田中 明秀	¥760,896円
10	田中セツ子	¥1,614,421円	11	田中 英之	¥1,289,558円	12	津田 大三	¥1,744,207円
13	寺田 一博	¥769,516円	14	富 きくお	¥375,859円	15	中村三之助	¥748,188円
16	西村 義直	¥1,867,455円	17	西脇 尚一	¥1,840,193円	18	橋村 芳和	¥0円
19	巻野 渡	¥307,677円	20	椋田 知雄	¥731,619円	21	山元 あき	¥258,946円
22	山元 恵一	¥275,345円	23	吉井あきら	¥421,178円			
24	赤阪 仁	¥309,332円	25	井坂 博文	¥386,486円	26	井上けんじ	¥455,658円
27	岩橋ちよみ	¥307,759円	28	加藤 あい	¥390,961円	29	加藤広太郎	¥564,959円
30	河合ようこ	¥209,059円	31	北山ただお	¥328,277円	32	くらた共子	¥531,437円
33	倉林 明子	¥313,823円	34	佐藤 和夫	¥191,360円	35	せのお直樹	¥401,320円
36	玉本なるみ	¥498,602円	37	とがし 豊	¥327,162円	38	西野さち子	¥525,929円
39	西村 善美	¥432,493円	40	樋口 英明	¥430,218円	41	宮田えりこ	¥338,443円
42	山中 渡	¥202,000円						
43	青木よしか	¥372,694円	44	安孫子和子	¥729,338円	45	天方 浩之	¥316,955円
46	今枝 徳蔵	¥611,555円	47	隠塚 功	¥974,945円	48	小林あきろう	¥1,058,225円
49	鈴木 正穂	¥1,335,217円	50	中野 洋一	¥915,164円	51	藤川 剛	¥2,589,807円
52	宮本 徹	¥2,187,934円	53	安井つとむ	¥0円	54	山岸たかゆき	¥882,964円
55	山本 恵	¥698,466円	56	山本ひろふみ	¥330,933円			
57	井上 教子	¥918,568円	58	木村 力	¥1,370,823円	59	久保 勝信	¥3,604,364円
60	柴田 章喜	¥2,112,296円	61	曾我 修	¥1,367,522円	62	大道 義知	¥1,284,533円
63	谷口 弘昌	¥800,193円	64	津田 早苗	¥1,274,610円	65	日置 文章	¥2,259,872円
66	平山 賀一	¥699,781円	67	湯浅 光彦	¥1,667,171円	68	吉田 孝雄	¥1,182,086円
69	村山 祥栄	¥876,371円						

合計 ¥58,430,008円

(2) 違法・不当な理由

《会派分・議員分共》（別表No.1～No.12による）

市から委託を受けた政務調査目的への支出の合理性を示すものがなく、必要な費用という該当性も認められない。説明責任にも全く欠いている。

条例施行規程第2条に基づき各会派並びに各議員が厳重保管している会計帳簿や各証拠書類の全部又は大半の提出を義務付けられていないことは規程の欠陥にすぎず、免責条項でもなく、本来の説明責任を怠っていると云わざるを得ない。

それゆえ、金額が1件5万円以下で領収書の写しのないものについては、すべて目的外支出で違法・不当と判断せざるをえない。

ただし、新聞代については領収書の写しがなくても1紙分のみ認めた。

4>平成19年5月から平成20年3月までに交付された政務調査費のまとめ

上記1>・2>・3>により被った損害額の合計

《会派分》（別表No.1・2による）

総額	自由民主党	¥17,333,907円
	日本共産党	¥14,414,743円
	民主・都みらい	¥10,987,138円
	公明党	¥7,458,995円
	合計	¥50,194,783円

《議員分》（別表No.3～No.12による）

番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額	番号	議員名	目的外使用金額
1	井上与一郎	¥2,262,718円	2	内海 貴夫	¥3,452,017円	3	大西 均	¥2,236,215円
4	加地 浩	¥3,266,997円	5	加藤 盛司	¥3,001,293円	6	小林 正明	¥2,965,845円
7	繁 隆夫	¥2,500,000円	8	高橋泰一朗	¥2,399,510円	9	田中 明秀	¥2,489,747円
10	田中セツ子	¥3,318,890円	11	田中 英之	¥2,704,653円	12	津田 大三	¥3,532,081円
13	寺田 一博	¥2,825,871円	14	富 きくお	¥2,259,978円	15	中村三之助	¥3,252,507円
16	西村 義直	¥3,075,510円	17	西脇 尚一	¥3,098,509円	18	橋村 芳和	¥2,200,000円
19	巻野 渡	¥2,354,464円	20	棕田 知雄	¥2,703,763円	21	山元 あき	¥1,023,355円
22	山本 恵一	¥1,701,507円	23	吉井あきら	¥2,041,693円			
24	赤阪 仁	¥549,392円	25	井坂 博文	¥732,603円	26	井上けんじ	¥695,720円
27	岩橋ちよみ	¥547,818円	28	加藤 あい	¥648,742円	29	加藤広太郎	¥805,018円
30	河合ようこ	¥449,118円	31	北山ただお	¥643,604円	32	くらた共子	¥771,496円
33	倉林 明子	¥587,150円	34	佐藤 和夫	¥431,419円	35	せのお直樹	¥641,379円
36	玉本なるみ	¥738,661円	37	とがし 豊	¥645,511円	38	西野さち子	¥819,013円
39	西村 善美	¥699,852円	40	樋口 英明	¥740,424円	41	宮田えりこ	¥572,522円
42	山中 渡	¥442,059円						
43	青木よしか	¥2,401,574円	44	安孫子和子	¥2,435,645円	45	天方 浩之	¥2,383,925円

46	今枝 徳蔵	¥2,484,191円	47	隠塚 功	¥2,658,248円	48	小林あきろう	¥2,707,525円
49	鈴木 正穂	¥2,660,534円	50	中野 洋一	¥2,330,498円	51	藤川 剛	¥3,494,904円
52	宮本 徹	¥3,272,380円	53	安井つとむ	¥2,197,168円	54	山岸たかゆき	¥2,619,895円
55	山本 恵	¥2,238,484円	56	山本ひろふみ	¥2,343,880円			
57	井上 教子	¥1,738,352円	58	木村 力	¥2,170,808円	59	久保 勝信	¥3,744,880円
60	柴田 章喜	¥2,778,232円	61	曾我 修	¥1,971,739円	62	大道 義知	¥1,806,648円
63	谷口 弘昌	¥1,685,256円	64	津田 早苗	¥1,763,569円	65	日置 文章	¥2,906,477円
66	平山 賀一	¥1,413,554円	67	湯浅 光彦	¥2,841,543円	68	吉田 孝雄	¥1,796,079円
69	村山 祥栄	¥1,594,755円						

合計 ¥137,269,367円

総計（会派分＋議員分） ¥187,464,150円

（¥50,194,783円＋¥137,269,367円）

Ⅲ. 求める措置

上記Ⅰ.Ⅱ.により被った下記の損害額の返還を市長が各会派・議員に対し求めるよう勧告されること。

Ⅰ.平成19年4月に交付された政務調査費（1か月分）と

Ⅱ.平成19年5月から平成20年3月までに交付された政務調査費（11か月分）
の総合計

¥202,210,644円

（¥14,746,494円＋¥187,464,150円）

1-2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める

本件は、政務調査費についての違法性と公費支出への説明責任を全うすることを求め、前記是正措置を求めるものである。

平成18年度政務調査費の監査と同様、個別外部監査人により監査されるよう求める。

なお、事案の趣旨に鑑み、議員は監査委員として本件に関与することは利益相反行為として不適切であり除斥されるのは当然であるが、京都市OBの監査委員不室嘉和氏も、今一人の監査委員出口康雄氏も、公正で適正な監査を行えるか疑義があることをあわせて申し添えておく。

2 請求者

京都市西京区 A

ほか6名

以上、地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

併せて、同法第252条の43項第1項の規定により、当該請求に係わる監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

<別紙事実証明書等の目録>

1、別表「請求事項一覧表」

* 平成19年4月（1か月分） 全7頁（No.1～No.7）

* 同5月から翌年3月（11か月分）全12頁（No.1～No.12）

（公開された領収書の写し等から請求人が作成した。）

1、平成19年度政務調査費収支報告書の領収書の写し

京都市監査委員様

2009年3月24日

注1 請求人の氏名を記号化した。

2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。

3 平成21年4月22日付けで提出された「京都市職員措置請求書の追加」の内容を反映させている。

京都市長に対する監査結果の通知文

監第48-1号

平成21年7月24日

京都市長 門川 大作 様

京都市監査委員 不室 嘉和

同 出口 康雄

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成21年3月24日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）についての監査の結果は次のとおりであり、同条第4項の規定により下記第5のとおり措置されるよう勧告するとともに、監査委員の合議により、下記第6のとおり意見を提出します。

この勧告を受けて講じた措置については、同条第9項の規定により、監査委員に通知してください。

なお、本件については、監査委員内海貴夫及び監査委員日置文章は、法第199条の2の規定により除斥となっています。

第1 請求の要旨

1 請求の趣旨

- (1) 平成20年6月13日付け「京都市個別外部監査結果報告書（平成18年度に交付した政務調査費に係る住民監査請求）付、個別外部監査の結果に関する意見書」（平成18年度分の政務調査費に係る平成20年3月31日付け住民監査請求に基づく監査（以下「前回監査」という。）について、法第252条の43の規定により実施した個別外部監査契約に基づく監査（以下「前回個別外部監査」という。）の結果に関する報告書。以下「前回個別外部監査結果」という。）では、平成18年度分の政務調査費につい

て、134,010,056円（会派分：7,400,968円、議員分：126,609,088円）の目的外支出があったと指摘された。

(2) 平成19年度分の政務調査費は、平成19年4月に京都市会議員選挙が行われたことにより、平成19年4月の1箇月分と同年5月から翌年3月までの11箇月分に分けて交付されたので、それぞれ分析及び評価を行った。金額が1件50,000円以下及び人件費又は事務所費に該当する領収書の写しや、会計帳簿及び調査結果の成果品など各証拠書類の提出が義務付けられておらず、公開されないという制約の下で、前回個別外部監査結果も参考にしたが、政務調査費の目的外支出が多く見られた。

(3) 分析及び評価に当たっては、原則として、以下のように取り扱った。

ア 領収書の写しのあるものについて

一部に調査活動とその他の活動に共通して使用されていると思われる部分が含まれており、政務調査としての使用は多くても2分の1を超えないから、2分の1相当額は目的外支出である。ただし、パソコン及びホームページ等は、私用等にも使用されていると考えられ、3分の2相当額は目的外支出である。

また、一部の支出は、政務調査費としては認められず、全額が目的外支出である。

なお、自主的な按分（以下「自主按分」という。）がされている場合もあるが、会計帳簿や各証拠書類の添付がなく、認められない。

イ 領収書の写しがないものについて

(ア) 人件費及び事務所費について

人件費及び事務所費は調査活動以外の活動でも必要であって、そのために使用している部分が含まれており、政務調査としての使用は多くても2分の1を超えないから、2分の1相当額は目的外支出である。

(イ) 人件費及び事務所費以外について

領収書の写しが提出されておらず、市から委託を受けた政務調査目的への支出の合理性を示すものがなく、必要な費用という該当性も認められない。説明責任も欠いている。

会派及び議員が保管する会計帳簿や証拠書類の全部又は大半の提出が義務付けられていないことは、規程の欠陥であり、会派及び議員は、これにより免責されるものではなく、説明責任を果たしていない。

よって、金額が1件50,000円以下で領収書の写しのないものは、新聞代1紙分を除き、全額が目的外支出である。

(4) 平成19年度分の政務調査費の目的外支出額は、下記概要及び別表1-1及び1-2のとおりであり、市は、これと同額の損害を被っているか

ら、京都市長（以下「市長」という。）が各会派及び各議員に対し、その返還を求めるよう勧告することを求める。

（単位：円）

交付区分		目的外支出額				合計
		領収書等の写しのあるもの	領収書等の写しのないもの		交付区分別合計	
			人件費及び事務所費	人件費及び事務所費以外		
会派分	4月分	1,493,173	938,608	646,224	3,078,005	53,272,788
	5～3月分	28,196,931	14,348,830	7,649,022	50,194,783	
議員分	4月分	1,602,825	3,997,915	6,067,749	11,668,489	148,937,856
	5～3月分	24,148,672	54,690,687	58,430,008	137,269,367	
4月分合計		3,095,998	4,936,523	6,713,973	14,746,494	202,210,644
5～3月分合計		52,345,603	69,039,517	66,079,030	187,464,150	
平成19年度分合計		55,441,601	73,976,040	72,793,003	—	

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件は、政務調査費についての違法性と公費支出への説明責任を全うすることを求めて、是正措置を求めるものであり、前回監査と同様に、個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

なお、議員選出の監査委員は除斥され、他の監査委員も、公正で適正な監査を行えるか疑義がある。

第2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めない理由（個別外部監査契約に基づく監査によることの決定を市長に通知しなかった理由）

本件請求において、請求人は、前回監査と同様に、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるが、本件監査においては、前回個別外部監査において示された判断基準等を参考にすることができるなど、前回監査とは、事情が異なる点がある。そのため、本件請求に基づく監査を執行するに際し、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを相当と認めるべき特別の事情があるとは認められない。また、請求人が上記第1 2において示す他の理由も、同様である。

よって、請求人が監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由は、相当であると認めない。

第3 監査の実施

1 調査の範囲

本件請求においては、平成19年度分の政務調査費を、請求人が収支報告書とともに領収書又は当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」と

いう。)の写しの公開を受けることができるかどうか及び支出された費目によって区分し、当該区分ごとに対象を特定したうえで、それぞれ別個の事由を主張して、当該政務調査費の交付を受けた会派及び議員による当該政務調査費の使用が政務調査費の目的に合致しない使用（以下「目的外使用」という。）である旨が主張されている。

本件監査においては、同様の支出内容であっても、上記のように領収書等の写しの公開の有無等に起因する特定方法の相違によって調査の対象になるかどうか異なる場合があるのがやや整合性を欠くと考えられること、本件請求においては、結果的に平成19年度の政務調査費の使用の大部分が特定されていると考えられることなどを考慮して、より合理的な監査結果を得るために、請求人が特定していないものも含め、監査委員として積極的に調査を行うこととし、平成19年度の政務調査費の使用の全体を調査対象として、前回個別外部監査と同様に、一定の判断基準により目的外使用に該当するかどうかを判断することとした。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年4月22日に請求人A及び請求人Bからの陳述を聴取した。その要旨（上記第1と重複する内容を除く。）は、おおむね次のとおりである。

また、この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、市会事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

(1) 請求人Aの陳述

ア 私たちは、地方分権の強化や議会活性化のために政務調査費が交付されることは否定していない。きちんと使って欲しいと思っている。

イ 平成20年6月末の監査委員の勧告に従って、各会派と全議員が政務調査費の一部を返還しているにもかかわらず、その後も手直しがなく、私たちが同年11月に平成19年度の政務調査費について情報公開請求をし、資料を入手した直後の同年12月に、全会派と多くの議員が修正した。政務調査費に修正の期限はないことにはなっているが、私たちは深く疑問に思っており、変である。

しかも、修正内容の多くは、個別外部監査の指摘や意見に従って政務調査費を改善するものではなく、中途半端である。例えば、個別外部監査で按分の問題が出ていたので、按分すると領収書等を書いてあるが、実際の按分は、ほとんど全部、9割が政務調査費で、1割だけ違うという、適当なやり方であった。

情報公開請求後の修正も疑問であるし、訂正の内容もひどい。今回、修正されたから問題ないとは考えないでいただきたい。

ウ 宮城県議会の政務調査費の訴訟が、3月23日に和解という形で全面解決した。それについて、今回の監査を行うに当たって考えていただ

きたいことを述べる。和解の条件の一つとして、返還請求金額の約 9,500 万円の半額を返還し、その後の訴訟は全部取り下げて、しばらくは訴訟をしない、と仙台オンブズマンが妥協した。その代わりに、この 4 月 1 日から政務調査費の運用について、県内の調査研究旅費を実費に近い単価で算出するとともに、一括前払いを禁じて会派のチェックを経た後払い精算に変更するというように変わった。おそらく全国初であり、私たちが条例の制定時に出していた後払い方式の要望が実現した。このような姿勢もあるということを考えておいてほしい。応召旅費を含め、宮城では県議会が大きな改革を行っており、全国的に少しずつ波及していこう。政務調査費について、初期の裁判では議員の裁量権を広範に認めていたが、最近では、政務調査費を使うかどうか、というところに目が移っている。

(2) 請求人 B の陳述

具体的な事項について、会派分と議員分とに分けて陳述する。

ア 会派分について

- (ア) 調査旅費について、自民党の議員団は 4 件で合計 300 万円を超えているが、すべて行き先、参加人数、調査内容、説明する証拠資料を私たちは見る事ができなかった。また、民主・都みらい市会議員団の 3 件も同様で、各 2 分の 1 を目的外使用とした。
- (イ) コピー代について、共産党のコピーサービス料金及び用紙代が 10 分の 9 に按分されているが、10 分の 9 の内容、使用明細が見えないので、どれだけが調査研究に用いられたか判断できず、2 分の 1 を目的外使用とした。公明党のコピー使用料も 9 割を政務調査費としているが、私たちには分からなかったため 2 分の 1 を目的外使用とした。
- (ウ) 通信運搬費について、民主・都みらい市会議員団で平成 20 年 1 月に 80 円切手を 21,000 枚、168 万円分購入しているが、多量の切手の保管及び使用実態が不明である。この切手が政務調査費としてどのように、用いられたか調査願いたい。

イ 議員分について

- (ア) 委託調査費について、委託契約の内容や契約書の締結の有無、成果物の内容を調査いただきたい。
- (イ) 葉書の大量購入が引き続き見られ、夏と正月の時期に買ってある。成果物に基づく按分を願いたい。
- (ウ) 収支報告書に記載の人件費について、20 万円だったものが訂正後に 35 万円とされているものがある。支払の時期や総額を調査し、政務調査費としての是非を判断していただきたい。
- (エ) 収支報告書の修正期限について、平成 19 年度の広島県包括外部監

査結果においては、いったん議長に提出した収支報告書は提出期限の経過とともに確定すべきであり、自由な訂正を認めるべきではないとされている。監査委員においても、何らかの意思表示、提言をしていただきたい。

3 新たな証拠の提出

請求人は、平成 21 年 4 月 22 日に新たな証拠を提出した。

4 関係職員の陳述並びに関係書類の提出及び説明

- (1) 関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 21 年 4 月 22 日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、4 名の請求人が立ち会った。

ア 政務調査費の制度概要等について

- (ア) いわゆる地方分権一括法が平成 12 年 4 月に施行されたことにより、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、地方議会の役割がこれまで以上に重要になるとの認識が広く共有されることとなった。政務調査費は、このような認識の下、従前の調査研究費等の助成を制度化し、地方議会議員の調査研究活動基盤の充実を図ることにより、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図るため、使途の透明性の確保と併せて、議員立法により、平成 12 年 5 月の法の改正により法制化されたものである。

- (イ) 政務調査費が法制化されるまでは、議員報酬及び費用弁償以外に、会派又は議員の活動に要する経費は、法において何ら手当されていなかった。しかし、戦後の経済成長とともに多様化、複雑化する社会情勢の変化を背景に、地方自治における二元代表制の下で地方公共団体の意思を決定し、執行機関と共に重責を担う議会の構成員である議員として、広範かつ多岐にわたる行政課題に適切に対処し、住民の意見、要望等を市政に反映させるなど、議員が活動していくためには、地方自治行政に関する広範かつ日常的な調査研究活動が不可欠なものとなってきた。同時に、このような議員の調査研究活動の確実な遂行及び継続のためには、人件費、事務所費その他の様々な経費が相当程度必要になるため、議員報酬や費用弁償以外に、これらの経費を公的に助成する必要性が生じてきた。

このような議員の調査研究活動の実情に照らし、市を含む大半の地方公共団体で、法第 232 条の 2 に基づく補助金として調査研究費を交付していたが、全国の地方議会で、議員の調査研究活動を公的に助成する法制度を整備する必要性が強く主張されるようになり、全国市議会議長会等を通じて、国に対し繰り返し要望した結果、上

記のように政務調査費が法制化された。

- (ウ) 会派及び議員には、執行機関に対する監視機能を果たすとともに、「地方主権」とも言われる状況において、高度化、複雑化する住民要望を的確にとらえ、地方の実情に応じた政策立案へと発展させていくため、本会議や議会の委員会への出席以外にも、日常的に調査研究活動を行うことが強く求められている。その調査対象は、広く市政全般に及び、調査方法も、執行機関の職員、学識経験者等からの意見聴取、他都市の先進事例の調査、研修会への参加、報道、出版物等による情報収集、住民からの広聴活動などと、極めて多様なものとなっている。
- (エ) 上記のような政務調査費の法制化の経過及び目的、会派及び議員の担うべき役割とその広範な活動の実情、調査方法の多様性などとともに、法において政務調査費が「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として交付するものとされていることを考慮すると、政務調査費は、会派及び議員の調査研究活動に直接用いられる費用に充てることに限られず、会派及び議員の日常的な調査研究活動における活動基盤の充実及び態勢の確保に資する費用等、調査研究活動と合理的な範囲で相当の関連性を有する間接的な費用にも広く充てることができると解すべきである。また、政務調査費が使途基準の範囲内で使われなければならないことは当然として、調査研究活動に伴う経費の支出の適合性に関する判断は、まずは調査研究活動の主体である会派及び議員の自律的判断にゆだねられており、個別具体的な活動が調査研究活動に当たるか否かはもとより、当該活動の一部に調査研究活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が調査研究活動に当たるかといった判断についても、会派及び議員が活動の実態に照らして行う判断が、最大限尊重されるべきものであると解している。
- (オ) 政務調査費の使途の透明性を確保し、積極的に説明責任を果たすことが求められていることは、議員においても十分に認識している。京都市会（以下「市会」という。）では、政務調査費制度のより一層の透明性を確保するため、第1次市会改革検討小委員会における議論を経て、平成17年度交付分から事務所費及び人件費を除く1件5万円以上の支出に係る領収書等の写しを収支報告書に添付し、一般の閲覧に供する取組を始めた。その後、平成19年度ごろから、政務調査費に関する司法判断、制度に関する世論等の社会情勢が急激に変化し始めたのを受け、平成19年9月以降、第3次市会改革検討小委員会での議論を経て、領収書等の写しの全部公開、新たな基本指針の策定といった積極的な取組を行ってきた。そこで策定した基本

指針は、①対象活動がすべて調査研究活動であれば、その全額に政務調査費を充てることができること、②政党活動、後援会活動等が混在している場合は、その活動の実態に照らして、適切に按分した経費に政務調査費を充てることができること、③この按分割合が算出困難な場合は、2分の1あるいは3分の1といった按分割合を適用することという3段階の判断過程を経るものとなっている。このうち、③の数値基準は、平成19年度以降の他都市の監査結果や裁判例等を参考にして策定したものであり、同年度当時は、必ずしも一般的に定着した考え方ではなかったと認識している。

また、議員が政務調査費を使用する個別具体的な場面で、判断に迷うこともあり、議員も、相談を受ける市会事務局職員も、試行錯誤しながら、適正な制度運用を目指して取り組んできた。

加えて、前回監査の結果等を踏まえ、前述の基本指針を改正し、政務調査費の運用の更なる厳格化を図ってきた。改正後の基本指針は平成20年度から適用することとしたが、平成19年度分の政務調査費についても、平成19年5月及び平成20年4月に一旦収支報告書が提出されていたところ、昨年6月の上記の監査結果の公表後、監査で示された判断基準等を踏まえた収支報告書の自主的な訂正がされている。

市会としては、新たな基本指針及び前回監査の結果等に基づき、政務調査費制度のより適正な運用を図っており、市会事務局としても、適切なサポートに努めている。

イ 請求人の主張に対する意見

請求人は、平成19年度分政務調査費について、①領収書の写しが添付されているもの、②領収書の写しが添付されていないもののうち人件費及び事務所費並びに③人件費及び事務所費以外で領収書の写しが添付されていないものの三つに区分したうえで、それぞれについて主張している。

(ア) 「① 領収書の写しが添付されているもの」について

a 平成19年4月分について

請求人は、会派分の広報費、資料作成費及び備品消耗品費並びに議員分の広報費、通信運搬費及び備品消耗品費について、会派活動、運営上又は議員活動、運営上でも必要で、使用している部分が含まれているとして、その経費の2分の1を超える分を違法、不当であると主張し、パソコン、ホームページ等は私用にも用いられるとして、いずれも3分の2が目的外使用であると主張するが、「会派活動、運営上でも必要」、「議員活動、運営上でも必要」などの主張は、根拠のない推量に過ぎず、主張

する按分率も硬直的で、個々の会派活動又は議員活動の実態を無視したものである。

個々の会派活動及び議員活動の実態は、千差万別であるから、できる限り、個別具体的な議員活動の実態に照らして、政務調査費の支出の適否の判断がなされるべきである。

したがって、専ら調査研究活動に資するための経費であることを最初から否定するのは誤りであり、調査研究活動以外の活動が混在している場合の経費に充てたものであっても2分の1を定率化するのは妥当でなく、パソコン、ホームページ関連経費等であることのみをもって一律に3分の2の経費を排除することに、何ら合理的な理由は見出せない。

b 平成19年5月以降分について

(a) 会派分及び議員分の委託調査費、研修研究費、調査旅費、会議費、広報費、資料作成費、資料購入費、通信運搬費及び備品消耗品費について、並びにパソコン、ホームページ等について、請求人が違法、不当とする主張は、いずれも4月分と同様に、合理的な理由を欠く。

(b) 会派分での防災服購入、議員写真撮影費、政令指定都市年会費、政党新聞購入等の支出について、政務調査費としては認められないとの主張は、違法性、不当性の理由の摘示に具体性がない。会派の調査研究活動に必要な備品消耗品費、広報費、研修研究費、資料購入費としての支出であれば、当然に政務調査費を充てることができ、請求人の主張は、合理的な理由を欠く。

(c) 議員分での夏・年賀ハガキの購入、送料等で使用目的が明確でない領収書のみが添付され、その他の資料も添付されていないものについては政務調査とは認められないと主張する部分並びにポスター及び看板への支出を政務調査費としては認められないと主張する部分については、違法、不当とする理由の根拠が不明確であり、推量に過ぎない。また、請求人は、印刷や発送した書類の写し等が収支報告書に添付されていないことをもって、違法性及び不当性の根拠と主張するものと解されるが、条例上の手続として、当該添付は必要とされておらず、当該添付がないことのみをもって直ちに違法性及び不当性を根拠付けるのは、失当である。

(4) 「② 領収書の写しが添付されていないもののうち人件費及び事務所費」について

請求人は、一律に、その2分の1を目的外の支出として、違法、不当であると主張するが、その一律の数値的根拠を含め、理由が不

明確である。

個々の議員活動の実態は千差万別であり、政務調査費の支出の適否を判断するに際して、一律の数値基準で判断することは適切でなく、できる限り、個別具体的な議員活動の実態に照らして、判断がなされるべきである。人件費及び事務所費に関しては、事務所での活動実態、事務所の利用実態、補助職員の活動実態が、すべて調査研究活動に係るものであれば、当然に、そのすべての経費が政務調査費の対象となると考えるべきであるし、それらの活動実態の一部に調査研究活動以外の活動が含まれていれば、その活動割合に応じて、適宜按分して政務調査費からの支出が認められるべきであり、一律に2分の1の経費を排除することに、何ら合理的な理由は見出せない。

- (ウ) 「③ 人件費及び事務所費以外で領収書の写しが添付されていないもの」について

請求人は、新聞代1紙分を除き、領収書等の写しの提出がなされていないので違法、不当であると主張するものと解されるが、条例上の手続として、当該添付は必要とされておらず、当該添付がないことのみをもって、直ちに違法性及び不当性を根拠付けるのは、失当である。

- (2) 関係職員が行った陳述に関し、これに立ち会った請求人から、意見が述べられた。当該意見の要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 議員の支出は千差万別であるという点は、そのとおりであり、個々の議員は皆一緒ではない。千差万別という認識は、会計帳簿や成果物を見られることが前提である。関係職員が千差万別と言うに際し、これらに目を通していただければ、私たちも同様に見せてもらえれば、関係職員の言うように判断する。私たちとしては、会計帳簿も証拠も、条例上義務がないことを理由に見られないから、判断が困難であり、困難な場合の2分の1とか3分の1の按分を主張する。監査において、証拠に従って変えてもらうことに不満はない。

イ 関係職員が会計帳簿や証拠書類を見たうえで、千差万別であるから私達の主張はおかしいとするのなら、なぜ、関係職員は見られたのか。関係職員が見られるなら私たちも見られるはずである。職員は見られるが市民は見られないということはないし、情報公開の観点から許し難い。私達はそういうことをしなくていいと思っているわけではなく、できないだけである。

ウ 防災服等について言われたが、なぜ政務調査費かという、常識の問題である。

5 関係人調査

本件監査の対象とした政務調査費の返還請求の必要の有無を判断するため、当該政務調査費の交付対象である会派及び議員（議員でなくなった者を含む。また、死亡した議員にあっては相続人。下記第4 1(1)を除き、以下「議員等」という。）に対し、帳簿等の記録の提出を求めたほか、事情を聴取するなどして、当該政務調査費の使用の状況等について調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係

京都市職員措置請求書、事実証明書及び請求人の陳述、関係職員の陳述、関係職員が提出した関係書類及びその他の関係職員の説明、関係人が提出した関係書類及びその他の関係人の説明並びにその他の監査委員が調査した証拠の内容を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 平成19年度における関係規程の内容

本件監査の対象年度である平成19年度における、政務調査費の目的及びその交付、使用、報告、返還等に関する法、条例及びその下位規程の内容は、おおむね次のとおりである。

ア 法第100条第13項及び第14項（現在は、法第100条第14項及び第15項）

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する。

イ 京都市政務調査費の交付に関する条例及び京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程

(ア) 政務調査費の交付対象

政務調査費は、市会における会派（所属する議員が1人である場合を除く。）及び議員に対し、交付される。

(イ) 政務調査費の交付額

会派に対し交付する政務調査費の月額は、140,000円にその月の初日において当該会派に所属する議員の数を乗じて得た額とする。

議員に対し交付する政務調査費の月額は、400,000円とする。

(ロ) 政務調査費の使用

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程に定める次の基準に従って、当該政務調査費を使用しなければならない。

a 会派分

項 目	内 容
委託調査費	会派が行う外部団体又は個人への調査委託に要する経費(委託調査費)
研修研究費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な他都市調査等に要する経費(交通費、宿泊費、調査費等)
会議費	会派が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費、食糧費、茶菓子料等)
広報費	会派が行う調査研究活動、議会活動及び市の政策を住民に報告するために要する経費(報告書及び広報紙の印刷費、会場費、ホームページの作成費及び管理費等)
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料等)
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(図書、雑誌、新聞、資料等)
通信運搬費	会派が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に要する経費(備車料、電話代、FAX代、切手・はがき代等)
備品消耗品費	会派が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費(机、椅子、コピー機、パソコン、事務用品、ガソリン代等)
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費(給料、賞与、各種手当、各種保険等)
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(賃借料、維持管理費、公租公課、保険料、光熱水費等)
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

b 議員分

項 目	内 容
委託調査費	議員が行う外部の団体又は個人への調査委託に要する経費(委託調査費)
研修研究費	議員が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼、出席者負担金・会費、交通費、宿泊費等)

調査旅費	議員が行う調査研究活動のために必要な他都市調査等に要する経費(交通費, 宿泊費, 調査費等)
会議費	議員が住民等から市政に対する要望や意見を吸収するための会議等に要する経費(会場費, 食糧費, 茶菓子料等)
広報費	議員が行う調査研究活動, 議会活動及び市の政策を住民に報告するために要する経費(報告書及び広報紙の印刷費, 会場費, ホームページの作成費及び管理費等)
資料作成費	議員が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費, 翻訳料等)
資料購入費	議員が行う調査研究活動のために必要な図書, 資料等の購入に要する経費(図書, 雑誌, 新聞, 資料等)
通信運搬費	議員が行う調査研究活動のために必要な交通及び通信に要する経費(備車料, 電話代, FAX代, 切手・はがき代等)
備品消耗品費	議員が行う調査研究活動のために必要な備品及び消耗品に要する経費(机, 椅子, コピー機, パソコン, 事務用品, ガソリン代等)
人件費	議員が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費(給料, 賞与, 各種手当, 各種保険等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置, 管理に要する経費(賃借料, 維持管理費, 公租公課, 光熱水費, 保険料等)
その他の経費	上記以外の経費で議員が行う調査研究活動に必要な経費

(エ) 報告書等の提出

政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員(翌年度の4月1日から同月30日までの間に, 当該会派が解散し, 又は当該議員が議員でなくなったときは, 当該会派の代表者及び経理責任者であった者又は当該議員であった者)は, 翌年度の4月1日から同月30日までの間に, 当該政務調査費に係る収支報告書及び1件につき50,000円以上の支出(人件費又は事務所費に該当するものを除く。)に係る領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を, 議長に提出しなければならない。

また, 政務調査費の交付を受けた会派が解散し, 又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは, 当該会派の代表者及び経理責任者であった者又は当該議員であった者は, 当該会派が解散した日又は当該議員が議員でなくなった日の翌日から起算して

30日以内に、当該会派が解散した日又は当該議員でなくなった日の属する年度に交付された政務調査費に係る収支報告書等を議長に提出しなければならない。

(ウ) 残額の返還等

政務調査費の交付を受けた会派（当該会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者。以下この項において同じ。）及び議員（当該議員が議員でなくなった場合は、当該議員であった者。以下この項及び下記(キ)において同じ。）は、収支報告書等を提出した場合において、残額があるときは、当該残額を速やかに市長に返還しなければならない。

市長は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が、使途基準に基づく経費以外に当該政務調査費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務調査費の全部又は一部の返還を命じることができる。

(カ) 収支報告書等の保存及び閲覧

議長は、収支報告書等を、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならないが、何人も、議長に対し、保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(キ) 会計帳簿の整理保管

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者（当該会派が解散した場合にあっては、当該会派の経理責任者であった者）及び政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費の出納について、会計帳簿を調製し、及び領収書等を整理するとともに、これらの書類を、当該政務調査費に係る収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 平成19年度分の政務調査費の交付、使用等の状況

本件監査の対象とした、平成19年4月分として交付された政務調査費及び同年5月から平成20年3月までの分として交付された政務調査費に係る交付額、収支報告書に記載された支出額及びその内訳並びに返還された残額は、別表2-1及び2-2のとおりである。

なお、平成19年度分の政務調査費については、上記(1)イ(エ)の期限までに収支報告書等が提出された後、上記第3-5の関係人調査に係る帳簿等の記録の提出期限とした平成21年4月13日までに、平成19年4月分として交付された政務調査費については各会派及び60名の議員等から、同年5月から平成20年3月までの分として交付された政務調査費についても各会派及び60名の議員から、それぞれ収支報告書の修正がされている。修正を行った会派及び議員等については、別表2-1及び2-2に

当該修正後の政務調査費の支出額及び残額を掲げたうえ、各表の修正欄に*印を記載している。

2 判断及び結論

(1) 判断基準

本件監査においては、前回個別外部監査結果において示された判断基準によることを基本として、次の判断基準により判断した。

ア 基本的な考え方

(ア) 実費弁償

政務調査費は、政務調査活動に要した実費に充てることを原則とする。したがって、支出の事実が確認できないものは、原則として、全額を目的外使用とする。支出の事実は、領収書等によって判断する。

ただし、領収書等以外の資料から支出の事実を確認し、又は推認することができる場合及び以下の判断基準で特に例外として実費による支出以外の方法を認めたものについては、この限りでない。

(イ) 按分の取扱い

a 原則

一の支出が政務調査活動とその他の活動に共通する場合は、按分を必要とする。

b 自主按分の取扱い

自主按分については、その考え方について合理的説明がされた場合に、その按分率を尊重する。

c 上記bに該当しない場合の取扱い

政務調査活動とその他の活動を下記イで示す判断基準によって区分し、政務調査活動に相当する部分を超えて政務調査費を充てている部分を目的外使用とする。

ただし、判断基準によっては政務調査活動に相当する部分を判定し難い場合は、次の基本按分率を用いて按分し、又は社会通念に基づき監査委員が認定した政務調査活動に相当する部分を超える部分を目的外使用とする。

(a) 政党活動、後援会活動、選挙活動など、政務調査活動以外の会派又は議員の活動（以下「政党活動等」という。）及び私的な活動の両方と共通する場合 3分の1

(b) 政党活動等又は私的活動のいずれかと共通する場合 2分の1

イ 各費目等に係る判断基準

(ア) 酒類及び食事に要する費用について

a 酒類

会費制で、夜の食事と酒類が一体となっている場合で、かつ、

研修会や会議の目的及び内容が明らかな場合に、5,000円を限度として政務調査費の支出を認めることとし、5,000円を超える部分及び上記に該当しないものは目的外使用とする。

b 食事代

政務調査活動で食事が必要な場合は、次の範囲で認め、超過分は目的外使用とする。

費目	朝	昼	夜	備考
研修研究費	2,500円	2,500円	5,000円	宿泊を伴うときは、宿泊費に食事が含まれない場合に限る。
調査旅費	2,500円	2,500円	5,000円	
会議費	2,500円	2,500円	5,000円	下記(オ)により食事が必要な場合に限る。

(イ) 委託調査費

次の要件を充足している場合に、政務調査費の支出を認める。

- a 調査事項にふさわしい委託先であること。
- b 委託先が親族である場合は、調査に適した資格を有する等、社会通念上相当と認められる者であること。
- c 委託契約書が作成され、保存されていること。
- d 成果物が保存されていること。

(ウ) 研修研究費

次の要件を充足している場合に、政務調査費の支出を認める。

- a 研修又は研究のテーマ、講師、謝礼、会場、会費等が適正であること。
- b 研修又は研究の資料が保存されていること。

(エ) 調査旅費

- a 調査目的に応じて判断し、必要な場合は按分する。
- b 調査の具体的計画等が次の要件を充足していない場合は、目的外使用とする。なお、(d)の要件を充足しない場合は、日数、時間数等によって目的外使用の範囲を判断する。

- (a) 調査の目的及び内容を明らかにした資料が保存されていること。
- (b) 行程の内容を明らかにした行程表等の資料が保存されていること。
- (c) 交通手段、宿泊施設等の旅費が妥当であること。
- (d) 行程中に、観光等調査目的以外のものが含まれていないこと。

(オ) 会議費

- a 目的に応じて判断し、必要な場合は按分する。
- b 会合の実施、出席等に要する費用(飲食費を含む。)については、どこで、だれと(何人で)、何を話したかの記録の保存がされてい

- る場合に、政務調査費の支出を認める。
- c 会合に伴う飲食費については、次により判断する。ただし、会合に伴う社会通念上相当と認められる茶菓代又は喫茶代については、この限りでない。
- (a) 次のいずれかに該当する場合に、政務調査費の支出を認める。
- ① 会合の目的を達成するうえで、飲食が必要であると認められる場合
 - ② 他者が主催する、飲食と一体的に行われる会合であって、その参加費に当該飲食の経費が含まれる場合
- (b) 会合の場所が妥当でない場合は、目的外使用とする。
料理屋、居酒屋、レストラン（ファミリーレストランを含む）、料理専門店などは、一般に、食事及び飲酒を主たる目的とする場所であるから、そのような場所で会合を持つことについて、社会通念上必要かつ相当と認められる合理的説明がされない限り、認めないこととする。
- (c) 料理の出前（ピザ、寿司など）、店舗から持ち帰る料理（弁当、おでん、カップ麺など）は、一般に、私的な食事のためのものであるから、会合でそのような料理を用意することについて、社会通念上必要かつ相当と認められる合理的説明がされない限り、目的外使用とする。
- d 次のような会への出席費用は、目的外使用とする。
- (a) 来賓としての挨拶、会食やテーブルカット等を主たる目的とするもの
 - (b) 親睦又は飲食を主たる目的とする懇談会等
 - (c) 当該議員が役員を務める団体の理事会、役員会、総会等
 - (d) 二次会、懇親会、祝賀会、新年会、忘年会、周年記念会、他団体の総会、他の政治家の後援会等
 - (e) 冠婚葬祭
- e 次のような費用は、目的外使用とする。
- (a) 個人的資格要件で加入している団体のほか、親睦会、宗教団体等の会費（私的活動に属するもの）
 - (b) 政党本来の活動に属する費用（党大会会費、党費、党大会賛助金等、政党活動等に属するもの）
 - (c) 活動内容が政務調査活動に寄与しない団体の会費
- f 事務所における来客用の茶菓代等については、申告を受けた事務所の使用割合（合理的な説明がされたものに限る。）によって按分する。
- (カ) 広報費

- a 広報誌，ポスター，ホームページ，看板等の広報媒体の印刷，作成等に要する費用については，成果物（現物）を確認のうえ，政務調査活動に該当しない部分の面積等によって按分する。
特に，本件監査においては，監査対象期間中の選挙（平成 19 年 4 月の統一地方選挙，同年 7 月の参議院通常選挙及び平成 20 年 2 月の京都市長選挙）の実施を考慮し，広報誌等に，選挙に関係すると思われる記事が見られた場合は，厳密に特定し，按分することとした。
 - b 慶弔電報，年賀状，暑中見舞いに係る費用は，目的外使用とする。ただし，年賀はがき又は暑中見舞はがきを用いて市政報告等を行う場合は，上記 a により判断する。
 - c 名刺は，政党名の記載のないものに限り，費用の 2 分の 1 について政務調査費の支出を認める。
 - d 広報活動用品に要する費用は，目的に応じて判断し，必要な場合は按分する。
- (キ) 資料作成費
印刷費，製本費，資料のコピー代等については，上記(カ) a と同様に扱う。
- (ク) 資料購入費
- a 図書，雑誌等
書籍名，目次等により政務調査活動に資すると判断できるものについて，政務調査費の支出を認める。
 - b 新聞
一般家庭でも 1 紙は購読されていることが通常であるため，1 紙を除いたうえ，他紙を各 1 部まで購読する場合に，政務調査費の支出を認める。
 - c 市会手帳
会派については，事務職員が使用するなど必要最低限の部数を認める。
議員については，既に配布されているため，目的外使用とする。
- (ケ) 通信運搬費
- a 自動車関係
 - (a) リース料，レンタル料
申告を受けた車両の使用割合（合理的な説明がされたものに限る。）によって按分する。
 - (b) ガソリン代
上記(a)と同様に扱う。
走行距離 1 キロメートルにつき 37 円（京都市旅費条例第 8 条

及び別表に規定する車賃の額) で計算されているものについては、前回個別外部監査結果において、以後実費弁償に改めることを条件に、当該監査に限りこれを認めるとされている。前回監査の結果を公表した時点では、既に平成19年度分の政務調査費の使用は終了しており、その時点で、上記のような方法から実費弁償の方法に改めることを求めるのは、領収書等の保存の問題等から酷であると考えられるため、本件監査においても、前回個別外部監査結果と同様に、本件監査に限りこれを認めることとする。

(c) 有料道路の通行料、一時駐車に係る駐車料等
目的に応じて判断し、必要な場合は按分する。

(d) 維持費用

必然的維持費用(車検費用、諸自動車税、自賠責自動車保険料等)は、上記(a)と同様に取り扱い、これに当たらない任意保険料などは、目的外使用とする。

b 交通関係

(a) タクシー代その他交通費

目的に応じて判断し、必要な場合は按分する。ただし、プリペイドカードの購入代については、下記(b)により判断する。

(b) プリペイドカードの購入代

交通費の支出の適否を目的に応じて判断する以上、鉄道等の交通機関のプリペイドカードの購入代は、当該カードの具体的な用途によって判断する必要があるため、使用済みカードの現物及び具体的な用途を確認のうえ、目的に応じて判断し、必要な場合は按分する。

c 切手代、はがき代及び郵送料

(a) 市政報告等、特定の資料の作成、送付等のための費用については、上記(カ) aと同様に取り扱う。

(b) 日常的に使用する少額の切手の購入は、通常の活動の範囲内であり得るものであるため、政務調査費の支出を認める。ただし、切手が換金性のある有価物であり、購入後の用途の確認が困難な場合があることを勘案すれば、切手の購入及び使用を管理する台帳を整備するなど、使用目的を適切に記録するべきである。

(c) 郵便代金を切手で支払っている場合は、現金の支払に当たらず、政務調査費の支出の事実を認めることはできないから、目的外使用とする。

なお、資料の発送を委託し、委託先が調達した切手を用いて

資料を発送した後、その発送に係る領収書と引き換えに委託先に現金を支払い、当該発送に係る領収書をもって支出の事実を証する書類としている事例があり、本件監査では、特別の事情があるものとして、政務調査費の支出を認めた。ただし、今後は、そのような場合の発送は委託先に現金による支払をさせるか、委託先が切手で支払った発送の領収書と併せて委託先への現金の支払に係る領収書を徴するなどして、的確な証拠書類の保存を図るべきである。

d 固定電話，ファックス，携帯電話等の料金

申告を受けた固定電話，ファックス，携帯電話等の使用割合（合理的な説明がされたものに限る。）によって按分する。

(ロ) 備品消耗品費

a 備品，事務用品等

(a) パソコン，コピー機等の購入費用，リース代，専用の付属品の購入費，コピー利用料等については，申告を受けたこれらの備品の使用割合（合理的な説明がされたものに限る。）によって按分する。

(b) その他の備品，事務用品，消耗品等については，申告を受けた事務所の使用割合（合理的な説明がされたものに限る。）によって按分する。

b その他

写真現像代等，日常的な事務とは異なる特定の目的のために支出される費用は，目的に応じて判断し，必要な場合は按分する。

(ハ) 人件費

a 按分の考え方

前回個別外部監査結果においても指摘されているように，事務所において勤務する補助職員は，通常，政務調査活動と政党活動等を総合的に補助していると考えられ，そのような観点から，補助職員に係る人件費は，合理的な基準をもって按分される必要がある。

一方，政務調査活動を補助する職員と政党活動等を補助する職員を雇用し，前者に係る人件費にのみ政務調査費を支出することは認められるべきであることも，前回個別外部監査結果において同様に指摘されている。

したがって，人件費に該当する支出について適用すべき按分率は，政務調査費が支出されている補助職員だけでなく，事務所において雇用されている他の補助職員も含め，業務分担，従事割合等を総合的に勘案して判断する必要がある。

そこで、本件監査においては、申告を受けた補助職員の従事割合について、上記の観点から総合的に合理的な説明がされている場合に、支出されている人件費を当該割合によって按分することとした。

b 日本共産党京都市会議員団及び同会派所属議員が支出した人件費

(a) 政務調査費が充てられている補助職員の雇用状況

日本共産党京都市会議員団及びその所属議員（以下(c)までにおいてそれぞれ「会派」及び「議員」という。）の政務調査費が支出されている補助職員は、会派の事務局員9名と、地域政務調査員と称する職員12名である。

会派の事務局員については、いずれも会派の名義で給与等が支払われており、雇用主は会派であると認められる。地域政務調査員については、前回個別外部監査結果において、雇用主は政党（地区委員会）であると認定されているほか、本件監査においても、1名分について政党地区委員会の名義で給与が支払われている事実が認められ、雇用主は政党（地区委員会）であると認めるのが相当である。

(b) 会派による人件費の支出

会派においては、会派の事務局員のうちパート2名分の給与と、地域政務調査員のうち1名分の給与の2分の1相当額とされる金額が、政務調査費から支出されている。

政務調査費を人件費として支出することができるのは、政務調査費の交付を受けた会派及び議員が補助職員を雇用するために必要な経費であって、会派及び議員と雇用関係にない者の給与等を支出することは、雇用主が負担すべき経費を政務調査費をもって肩代わりすることとなり、政務調査費の制度上、認められるものではない。

したがって、上記の支出のうち、地域政務調査員の給与に充てられたものは、政務調査費の支出を認めることができず、目的外使用とする。

(c) 議員による人件費の支出

各議員においては、会派の事務局員のうち7名分の給与等を会派の所属議員数で除した額の10分の9相当額と、地域政務調査員のうち11名分の給与を所属議員数で除した額の2分の1相当額とされる金額が、政務調査費から支出されている。

上記の支出のうち、地域政務調査員の給与に充てられたものは、上記(b)と同じ理由から目的外使用とする。

一方、会派の事務局員の給与等に充てられたものは、本来で

あれば、上記と同様に目的外使用とするべきであるが、会派の活動が議員の活動と密接に関連しており、現に会派の事務局員が議員の活動を補助していると思われることを勘案すると、上記の費用に政務調査費を支出することも、一定程度認めることができると思う。そして、会派の事務局員の業務が会派の活動の補助と議員の活動の補助にわたっており、その割合が明らかでないことも考慮すると、上記の費用への議員の政務調査費からの支出は、当該費用の2分の1を超えて認めることは困難である。よって、議員の政務調査費の支出のうち、会派の事務局員の給与等に充てられたものは、支出額の2分の1を超える部分について、目的外使用とする。

c その他

人件費の支払方法に関し、生計を一にする親族を雇用している場合で、当該親族に対する給与を当該親族名義の積立式定期口座に振り込んでいる事例があった。親族に対する人件費の支払において、このような支払方法を採用することは、外形上、内部留保による資産形成と同一視し得ることにもなるため、政務調査費を財源とする人件費の支払方法としては、適当でない。本件監査では、雇用の実態があることを勘案し、認めることとしたが、以後、このような支払方法を採用すべきではない。

(シ) 事務所費

a 事務所の賃料

申告を受けた事務所の使用割合（合理的な説明がされたものに限る。）によって按分する。

b 駐車場の賃料

- (a) 事務所の来客用駐車場については、上記 a と同様に取り扱う。
- (b) 保有車両の駐車場については、申告を受けた車両の使用割合（合理的な説明がされたものに限る。）によって按分する。

c 光熱水費

上記 a と同様に取り扱う。

d その他

- (a) 本件監査では、事務所の購入費用、自己所有の事務所に係る賃料といった、政務調査費の支出が認められない費用への支出の事実は認められなかった。

また、監査証拠の範囲では、生計を一にしていることが明らかでない親族に対する賃料の支出の事実も見られなかった。ただ、前回個別外部監査結果における判断基準において示された、賃貸借契約書の保存と賃料の銀行振込みは、生計を一にしない親

族からの賃借物件を事務所とする場合であっても、徹底されるべきである。

(b) 議員事務所における I S O 9001 (品質管理) の取得費用については、議員の広報広聴活動の質の向上に資する側面は否定されないが、事務所の設置に関連する一般的、標準的な費用の範囲内のものとは認められないため、目的外使用とした。

(ス) その他の経費

支出の目的及び内容に応じて判断し、必要な場合は按分する。

(2) 判断

ア 判断基準に基づく判定

(ア) 上記(1)の判断基準に基づき、本件監査の対象とした平成19年度に市会の会派及び議員に交付された政務調査費について、目的外使用であるかどうかを判断した結果は、別紙判定結果のとおりである。

(イ) 上記の判断は、会計帳簿に記載された各支出について行ったが、会計帳簿に記載された各費目の支出額の合計と、各会派及び各議員の収支報告書に記載されている各費目の支出額が一致しない場合がある。このような場合には、次のとおり、これらの差額を目的外使用額の計算上加減算し、調整した。なお、下記 a 及び b の差額は別紙判定結果 1 の表 (費目別の目的外使用額) の差額調整欄に、下記 c の差額は同表の未調整額欄に、それぞれ記載している。

a 収支報告書に記載された各費目の支出額が会計帳簿から計算した当該費目の政務調査費計上額未満である場合は、当該会派又は議員が当該差額を自己負担していることとなるため、当該差額を目的外使用額から減算する。

b 収支報告書に記載された各費目の支出額が会計帳簿から計算した当該費目の政務調査費計上額を超える場合は、当該差額が計算違い等何らかの理由により収支報告書に過計上されていることとなるため、当該差額を目的外使用額に加算する。

c 上記 a により減額の差額調整を行う場合において、当該差額が当該費目に係る目的外使用額を超えるときは、その超える額を当該費目以外の目的外使用額から減算する。

(ウ) なお、本件監査は、平成 21 年 4 月 13 日現在の収支報告書に記載された政務調査費の使用状況に基づき実施したものであり、同日後に収支報告書の修正がある場合は、目的外使用額が変動する可能性がある。

イ 本件請求に対する判断

以上から、市長が別表 3 - 1 の会派名欄に掲げる会派及び別表 3 - 2 の氏名欄に掲げる者 (その者が死亡しているときは、その相続人)

に対し、それぞれ各表の目的外使用額欄に掲げる金額の返還を請求しないことは違法であると認められるから、本件請求には、理由がある。

なお、本件監査では、上記第3 1で述べたとおり、請求人が特定していない政務調査費の使用についても調査の対象とし、これらを含めて、目的外使用額を認定している。また、監査委員は、本件請求の対象について判断するに当たり、会派及び議員による政務調査費の使用の適否や目的外使用額についての請求人の主張に拘束される関係にはない。そのため、本件監査においては、一部、請求人が主張する額を超える目的外使用額を認定している。

第5 勧告

以上の判断により、本件請求には、理由があると認められるので、法第242条第4項の規定により、市長に対し、次のとおり勧告する。

勧告

平成19年度に交付した政務調査費のうち目的外使用額の返還について、期限を定めて該当の会派及び個人に対して返還を命じるなどの必要な措置を講じられたい。

また、必要な措置を講じるに当たっては、あらかじめ、期限を定めて、自主的な収支報告書の修正及び修正後の収支報告書に基づく残額の返還の機会を与えられたい。

上記の措置は、平成21年11月30日までに講じられたい。

第6 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、京都市会議長（以下「市会議長」という。）及び市長に対し、次のとおり意見を提出する。

なお、意見中には、現行の市の政務調査費制度上は、市会議長の権限に属すると考えられる事項も含んでいるが、前回監査の結果に付した意見において、政務調査費制度の運用に係る市会議長及び市長の相互の協力を求めたことを踏まえ、双方に対し意見を提出することとした。

意見

1 外部の専門家の活用等による政務調査費の使用に係る客観的妥当性の確保について

政務調査費については、京都市政務調査費の交付に関する条例及び京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定等に基づき、政務調査費の交付を受けた会派及び議員の自律的判断により、その適正な使用の確保が図られてきた。そして、市会においては、これまで、京都市会改革検討小委員会での議論等を経て、収支報告書への領収書等の写しの添付、政務調査費の運用に関する基本指針の策定等、政務調査費の使途の透明性を確保し、積極的に説明責任を果たすための取組が着実に進められてきたとこ

るである。

一方、政務調査費が会派及び議員の調査研究活動に係る直接的な費用に限られず、調査研究活動と合理的関連性のある間接的な費用にも充てることができることとされていることや、会派及び議員の活動の目的、内容等によっては、調査研究活動とその他の活動が混在し、当該活動に係る費用に政務調査費を充てるに際して按分が必要とされる場合があることなどから、政務調査費の使途やその支出方法が、広範かつ多岐にわたることとなり、その結果、政務調査費の具体的な使途の意義やその妥当性が、市民にとって、必ずしも理解しやすいものとなっていないという状況がある。また、特に最近の数年間において、政務調査費の使途の適否を争点とする住民監査請求及び住民訴訟が全国的に行われ、監査結果や判決によって、政務調査費の個別の使途に対する様々な評価が出されるなど、政務調査費の使途に係る考え方自体について、なお流動的な側面があることも否定できない。

以上のような状況を踏まえると、政務調査費の使用に対する信頼性の向上については、なお、強い社会的要請があるといえることができる。そして、市会における一連の取組によって、政務調査費の使用の状況に係る透明性の確保に着実な成果が見られることを考慮すると、今後は、政務調査費の使用に係る会派及び議員の判断についての客観的妥当性の確保を図ることが、信頼性の向上のために効果的であると考えられる。

そこで、政務調査費の使用については、会派及び議員が適切な記録の整備等によって引き続き積極的に説明責任を果たされることを基本としつつ、政務調査費の具体的な使途や支出方法に関し法律、会計等の専門家の意見、確認等を受ける仕組みを導入するなど、客観的妥当性の確保を図るための方策を検討し、もって市民の信頼の更なる向上につながるよう、取り組まれない。

2 政務調査費の使用に関連する課題について

本件監査においては、平成19年度に交付された政務調査費について、その使用状況を調査したところであるが、調査において、政務調査費の使用に関連し、次のような課題が見られたので、政務調査費のより適切な使用の確保を図るよう、検討され、改善に取り組まれない。

(1) 調査旅行の実施について

調査研究活動のために行う他都市調査、海外調査等は、限られた時間で効率的かつ効果的な調査の実施が求められることから、調査目的を明らかにし、その目的に適した調査先、調査事項、予定する成果等をあらかじめ十分に検討して綿密な調査計画を定め、効率的に調査を実施することが必要であり、その成果を有効に活用するため、調査結果の取りまとめ、検証等を的確に行うことが求められる。特に、海外調査は、一般

に、言語や文化の違いなどから国内の調査に比べ調査の難度が高く、費用も高額化するなど、上記のような要請がより強く働くと考えられる。

現在、調査旅費の支出については、出張記録を作成することとされているが、調査内容、調査費用等の面で小規模でない調査旅行については、それと併せ、調査目的、調査項目、調査手法（調査場所の選定理由を含む。）等を明らかにした調査計画書と、調査実施後の調査結果書を作成して、保存することを、政務調査費の支出に係る取扱いとして定めることを検討されたい。

(2) 年賀はがき、暑中見舞いはがき等の利用について

市政報告その他の広報活動においては、年始及び夏の時期にはがきで行う場合に、年賀はがきや暑中見舞いはがきといった専用のはがきを購入し、これに印刷をして発送する場合が見られる。確かに、専ら調査研究を目的とする限り、送付するはがきの種類は問われないところではあるが、一般に、これらのはがきは年始及び暑中見舞いの挨拶用として販売、利用され、景品が当選するくじなどの付加価値があり、そのような要素は、市政に関する調査研究とは特に関係がないものである。

社会一般においては、年始及び夏の時期の通信物に上記のようなはがきを用いる習慣があるものの、調査研究の目的上、そのような種類のはがきを用いる特段の必要は認められないし、それを用いないことにも、支障はないと考えられる。

そこで、はがきの購入代や印刷費等に政務調査費を使用して行う広報活動においては、挨拶用又は付加価値付きのはがきの利用を控え、あるいは仮に利用する場合にはそのようなはがきを利用することを考慮して適切に按分するなど、政務調査費の支出に係る取扱いを検討されたい。

(3) 切手等の台帳の整備について

切手は、広報活動やその他の日常的な通信のために頻繁に購入されており、その数や種類も様々である。特定の広報誌を大量に発送するために使用する場合などを除き、多くの場合、購入後の個々の使用目的は、記録されていない。本件監査においては、日常的に使用する少額の切手の購入は、通常の活動の範囲内においてあり得るものであるため、個々の使用目的が記録されていない場合でも、政務調査費の支出を認めるところであるが、切手が換金性のある有価物であることや、使用のつど記録を残さない限り、購入後の使途の確認が困難になることを勘案すると、少額の場合も含め、購入及び使用の記録を残しておくべきである。

政務調査費による切手等の購入及び使用については、これらを管理する台帳を整備するなど、使用目的の適切な記録を求めるよう、政務調査費の支出に係る取扱いとして定めることを検討されたい。

(4) 人件費の支出の際の関連手続の徹底について

補助職員の給料に係る所得税の源泉徴収による納税の徹底については、前回個別外部監査結果に付された個別外部監査人の意見においても指摘されたところであるが、本件監査においても、補助職員の雇用に際し、所得税の源泉徴収に関し必要な事務を行っていない事例が見られた。

税関係法令や労働関係法令上の手続の適切な実施は、雇用主としての基本的な事務である。政務調査費制度とは別の制度における問題であるとはいえ、政務調査費を支出するに当たり、関連して必要となる税の徴収義務等を果たすことは、公費を財源とする金銭を取り扱う以上、当然の責務であるから、これを行わないことは、政務調査費制度の運用に対する市民の信頼を失いかねない問題であり、看過することができない。

人件費の支出について、税関係法令その他関係法令の遵守を徹底し、守られない場合には政務調査費の支出を認めないこととするなど、効果的な対策を検討されたい。

3 関係帳簿等の整理保管について

会計帳簿、領収書等をはじめ各種の帳簿、台帳、記録類については、京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程等の規定により、その整理保管が義務付けられているところであるが、本件監査で調査したところ、一部の議員に、必要な帳簿が作成されておらず、又は関係人調査における資料の提出期限内に提出されない事実があったほか、提出された書類の中にも、政務調査費の使用目的や具体的な使用内容が明確にされていないなど、政務調査費の使用の記録として適切に整理されたとはいえないものが散見された。

政務調査費の使用に対する市民の信頼は、使途基準の整備や領収書等の公開といった制度的な取組とともに、個々の会派及び議員による取組の積み重ねによってこそ得られるものであり、上記のような状況は、このような政務調査費の使用に対する市民の信頼確保の取組に影響を与えるものといわざるを得ない。

市会において、政務調査費の使途の透明性を確保し、積極的に説明責任を果たすための取組が着実に進められている中、そのような市会としての認識が、個々の会派及び議員により一層浸透するよう、改めて徹底されたい。

別表 1 - 1 請求人が主張する目的外使用額（会派分）

(単位：円)

会 派 名	交付 区分	目 的 外 使 用 額				合 計
		領収書等の写しのあるもの	領収書等の写しのないもの		交付区分別計 合 計	
			人件費及び 事務所費	人件費及び 事務所費以外		
自由民主党 京都市会議員団	4月分	350,000	139,386	101,977	591,363	17,925,270
	5～3月分	12,322,406	3,752,145	1,259,356	17,333,907	
日本共産党 京都市会議員団	4月分	700,471	332,825	302,374	1,335,670	15,750,413
	5～3月分	7,273,830	3,891,069	3,249,844	14,414,743	
民主・都みらい 京都市会議員団	4月分	22,422	263,725	99,221	385,368	11,372,506
	5～3月分	6,227,284	3,563,575	1,196,279	10,987,138	
公明党 京都市会議員団	4月分	420,280	202,672	142,652	765,604	8,224,599
	5～3月分	2,373,411	3,142,041	1,943,543	7,458,995	
会 派 合 計	4月分	1,493,173	938,608	646,224	3,078,005	53,272,788
	5～3月分	28,196,931	14,348,830	7,649,022	50,194,783	
	平成19年度分	29,690,104	15,287,438	8,295,246		

別表 1 - 2 請求人が主張する目的外使用額（議員分）

(単位：円)

番号	議員名	交付 区分	目 的 外 使 用 額				合 計
			領収書の写し のあるもの	領収書の写しのないもの		交付区分別計 合 計	
				人件費及び 事務所費	人件費及び 事務所費以外		
1	青木 ヨシオ	4月分	0	186,484	27,032	213,516	213,516
		5～3月分	-	-	-	-	
2	磯辺 とし子	4月分	0	153,645	92,710	246,355	246,355
		5～3月分	-	-	-	-	
3	井上 与一郎	4月分	0	57,673	47,904	105,577	2,368,295
		5～3月分	128,666	1,226,885	907,167	2,262,718	
4	内海 貴夫	4月分	0	142,583	110,909	253,492	3,705,509
		5～3月分	1,209,730	904,808	1,337,479	3,452,017	
5	大西 均	4月分	-	-	-	-	2,236,215
		5～3月分	1,164,714	693,560	377,941	2,236,215	
6	加地 浩	4月分	0	81,000	234,075	315,075	3,582,072
		5～3月分	1,358,698	981,321	926,978	3,266,997	
7	加藤 盛司	4月分	0	114,007	151,982	265,989	3,267,282
		5～3月分	1,051,318	1,318,933	631,042	3,001,293	
8	北川 明	4月分	0	77,000	114,311	191,311	191,311
		5～3月分	-	-	-	-	
9	国枝 克一郎	4月分	0	120,027	159,943	279,970	279,970
		5～3月分	-	-	-	-	

会 派 名		交付 区分	目 的 外 使 用 額				合 計
			領収書等の写 しのあるもの	領収書等の写しのないもの		交付区分別 計	
				人件費及び 事務所費	人件費及び 事務所費以外		
10	小林 正明	4月分	0	153,722	88,631	242,353	3,208,198
		5～3月分	1,229,764	1,391,598	344,483	2,965,845	
11	繁 隆夫	4月分	0	171,000	54,075	225,075	2,725,075
		5～3月分	0	1,610,000	890,000	2,500,000	
12	高橋 泰一朗	4月分	0	150,000	96,075	246,075	2,645,585
		5～3月分	0	1,957,315	442,195	2,399,510	
13	田中 明秀	4月分	-	-	-	-	2,489,747
		5～3月分	233,853	1,494,998	760,896	2,489,747	
14	田中 セツ子	4月分	0	124,674	42,966	167,640	3,486,530
		5～3月分	320,000	1,384,469	1,614,421	3,318,890	
15	田中 英之	4月分	0	114,129	144,082	258,211	2,962,864
		5～3月分	334,125	1,080,970	1,289,558	2,704,653	
16	津田 大三	4月分	0	79,718	236,640	316,358	3,848,439
		5～3月分	729,886	1,057,988	1,744,207	3,532,081	
17	寺田 一博	4月分	100,000	43,683	112,635	256,318	3,082,189
		5～3月分	1,366,660	689,695	769,516	2,825,871	
18	富 きくお	4月分	0	82,608	83,615	166,223	2,426,201
		5～3月分	48,000	1,836,119	375,859	2,259,978	
19	中川 一雄	4月分	69,720	79,746	135,928	285,394	285,394
		5～3月分	-	-	-	-	
20	中村 三之助	4月分	0	78,784	86,507	165,291	3,417,798
		5～3月分	1,400,000	1,104,319	748,188	3,252,507	
21	中村 安良	4月分	0	120,000	160,000	280,000	280,000
		5～3月分	-	-	-	-	
22	西村 義直	4月分	-	-	-	-	3,075,510
		5～3月分	192,842	1,015,213	1,867,455	3,075,510	
23	西脇 尚一	4月分	0	105,000	186,075	291,075	3,389,584
		5～3月分	0	1,258,316	1,840,193	3,098,509	
24	橋村 芳和	4月分	0	53,700	274,013	327,713	2,527,713
		5～3月分	450,290	1,749,710	0	2,200,000	
25	巻野 渡	4月分	0	112,142	171,791	283,933	2,638,397
		5～3月分	193,403	1,853,384	307,677	2,354,464	
26	椋田 知雄	4月分	121,433	100,000	17,850	239,283	2,943,046
		5～3月分	756,204	1,215,940	731,619	2,703,763	
27	山元 あき	4月分	-	-	-	-	1,023,355
		5～3月分	0	764,409	258,946	1,023,355	
28	山本 恵一	4月分	-	-	-	-	1,701,507
		5～3月分	116,676	1,309,486	275,345	1,701,507	

会 派 名	交付 区分	目 的 外 使 用 額				
		領収書等の写 しのあるもの	領収書等の写しのないもの		交付区分別 計	合 計
			人件費及び 事務所費	人件費及び 事務所費以外		
29 吉井 あきら	4月分	-	-	-	-	2,041,693
	5～3月分	0	1,620,515	421,178	2,041,693	
30 赤阪 仁	4月分	60,000	0	14,415	74,415	623,807
	5～3月分	240,060	0	309,332	549,392	
31 井坂 博文	4月分	60,000	0	24,430	84,430	817,033
	5～3月分	346,117	0	386,486	732,603	
32 井上 けんじ	4月分	56,000	0	33,431	89,431	785,151
	5～3月分	240,062	0	455,658	695,720	
33 岩橋 ちよみ	4月分	56,000	0	33,432	89,432	637,250
	5～3月分	240,059	0	307,759	547,818	
34 加藤 あい	4月分	60,000	0	25,030	85,030	733,772
	5～3月分	257,781	0	390,961	648,742	
35 加藤 広太郎	4月分	52,000	0	43,692	95,692	900,710
	5～3月分	240,059	0	564,959	805,018	
36 河合 ようこ	4月分	60,000	0	14,432	74,432	523,550
	5～3月分	240,059	0	209,059	449,118	
37 北山 ただお	4月分	60,000	0	24,430	84,430	728,034
	5～3月分	315,327	0	328,277	643,604	
38 くらた 共子	4月分	56,000	0	30,030	86,030	857,526
	5～3月分	240,059	0	531,437	771,496	
39 倉林 明子	4月分	60,000	0	24,430	84,430	671,580
	5～3月分	273,327	0	313,823	587,150	
40 佐藤 和夫	4月分	60,000	0	14,431	74,431	505,850
	5～3月分	240,059	0	191,360	431,419	
41 せのお 直樹	4月分	60,000	0	14,432	74,432	715,811
	5～3月分	240,059	0	401,320	641,379	
42 玉本 なるみ	4月分	60,000	0	25,030	85,030	823,691
	5～3月分	240,059	0	498,602	738,661	
43 とがし 豊	4月分	-	-	-	-	645,511
	5～3月分	318,349	0	327,162	645,511	
44 西野 さち子	4月分	60,000	0	24,431	84,431	903,444
	5～3月分	293,084	0	525,929	819,013	
45 西村 善美	4月分	-	-	-	-	699,852
	5～3月分	267,359	0	432,493	699,852	
46 樋口 英明	4月分	60,000	0	14,430	74,430	814,854
	5～3月分	310,206	0	430,218	740,424	
47 ふじい 佐富	4月分	60,000	0	15,931	75,931	75,931
	5～3月分	-	-	-	-	

会 派 名	交付 区分	目 的 外 使 用 額				
		領収書等の写 しのあるもの	領収書等の写しのないもの		交付区分別 計	合 計
			人件費及び 事務所費	人件費及び 事務所費以外		
48 藤原 冬樹	4月分	60,000	0	14,432	74,432	74,432
	5～3月分	-	-	-	-	
49 宮田 えりこ	4月分	60,000	0	24,430	84,430	656,952
	5～3月分	234,079	0	338,443	572,522	
50 山中 渡	4月分	60,000	0	14,430	74,430	516,489
	5～3月分	240,059	0	202,000	442,059	
51 山本 正志	4月分	60,000	0	26,830	86,830	86,830
	5～3月分	-	-	-	-	
52 青木 よしか	4月分	-	-	-	-	2,401,574
	5～3月分	439,434	1,589,446	372,694	2,401,574	
53 安孫子 和子	4月分	0	96,604	149,464	246,068	2,681,713
	5～3月分	537,365	1,168,942	729,338	2,435,645	
54 天方 浩之	4月分	-	-	-	-	2,383,925
	5～3月分	190,000	1,876,970	316,955	2,383,925	
55 今枝 徳蔵	4月分	0	140,000	116,075	256,075	2,740,266
	5～3月分	118,598	1,754,038	611,555	2,484,191	
56 宇都宮 壮一	4月分	0	45,221	218,794	264,015	264,015
	5～3月分	-	-	-	-	
57 隠塚 功	4月分	42,672	71,376	135,065	249,113	2,907,361
	5～3月分	268,953	1,414,350	974,945	2,658,248	
58 小林あきろう	4月分	0	185,000	26,075	211,075	2,918,600
	5～3月分	264,300	1,385,000	1,058,225	2,707,525	
59 鈴木 マサホ	4月分	0	178,550	33,778	212,328	2,872,862
	5～3月分	304,748	1,020,569	1,335,217	2,660,534	
60 砂川 祐司	4月分	0	139,210	117,655	256,865	256,865
	5～3月分	-	-	-	-	
61 中野 洋一	4月分	-	-	-	-	2,330,498
	5～3月分	309,665	1,105,669	915,164	2,330,498	
62 藤川 剛	4月分	-	-	-	-	3,494,904
	5～3月分	0	905,097	2,589,807	3,494,904	
63 宮本 徹	4月分	0	93,453	209,169	302,622	3,575,002
	5～3月分	0	1,084,446	2,187,934	3,272,380	
64 安井 つとむ	4月分	-	-	-	-	2,197,168
	5～3月分	1,346,034	851,134	0	2,197,168	
65 山岸たかゆき	4月分	0	175,308	49,385	224,693	2,844,588
	5～3月分	105,500	1,631,431	882,964	2,619,895	
66 山口 幸秀	4月分	0	50,000	0	50,000	50,000
	5～3月分	-	-	-	-	

会派名	交付区分	目的外使用額				交付区分別計	合計
		領収書等の写しのあるもの	領収書等の写しのないもの				
			人件費及び事務所費	人件費及び事務所費以外			
67 山本 恵	4月分	-	-	-	-	2,238,484	
	5～3月分	83,319	1,456,699	698,466	2,238,484		
68 山本ひろふみ	4月分	-	-	-	-	2,343,880	
	5～3月分	178,530	1,834,417	330,933	2,343,880		
69 井上 教子	4月分	0	42,299	59,290	101,589	1,839,941	
	5～3月分	121,792	697,992	918,568	1,738,352		
70 木村 力	4月分	0	0	201,510	201,510	2,372,318	
	5～3月分	311,668	488,317	1,370,823	2,170,808		
71 久保 勝信	4月分	0	2,738	277,622	280,360	4,025,240	
	5～3月分	97,585	42,931	3,604,364	3,744,880		
72 柴田 章喜	4月分	0	1,754	228,514	230,268	3,008,500	
	5～3月分	80,500	585,436	2,112,296	2,778,232		
73 曾我 修	4月分	0	29,169	122,280	151,449	2,123,188	
	5～3月分	267,500	336,717	1,367,522	1,971,739		
74 大道 義知	4月分	29,000	0	220,973	249,973	2,056,621	
	5～3月分	522,115	0	1,284,533	1,806,648		
75 谷口 弘昌	4月分	60,000	44,532	60,766	165,298	1,850,554	
	5～3月分	328,533	556,530	800,193	1,685,256		
76 津田 早苗	4月分	0	28,587	122,121	150,708	1,914,277	
	5～3月分	133,788	355,171	1,274,610	1,763,569		
77 日置 文章	4月分	0	49,447	183,717	233,164	3,139,641	
	5～3月分	95,000	551,605	2,259,872	2,906,477		
78 平山 賀一	4月分	-	-	-	-	1,413,554	
	5～3月分	0	713,773	699,781	1,413,554		
79 湯浅 光彦	4月分	0	54,445	127,680	182,125	3,023,668	
	5～3月分	626,073	548,299	1,667,171	2,841,543		
80 吉田 孝雄	4月分	-	-	-	-	1,796,079	
	5～3月分	116,620	497,373	1,182,086	1,796,079		
81 村山 祥栄	4月分	0	68,897	121,508	190,405	1,785,160	
	5～3月分	0	718,384	876,371	1,594,755		
議員合計	4月分	1,602,825	3,997,915	6,067,749	11,668,489	148,937,856	
	5～3月分	24,148,672	54,690,687	58,430,008	137,269,367		
	平成19年度分	25,751,497	58,688,602	64,497,757			

別表2-1 政務調査費の交付額、支出額及びその内訳並びにその残額（会派分）

会派名	交付区分	交付額	支出額	支出額の費目別内訳											残額	修正	
				委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費			その他の経費
自由民主党 京都市会議員団	4月分	3,220,000	909,674	0	0	0	0	525,000	24,967	27,233	19,209	34,493	278,772	0	0	2,310,326	*
	5~3月分	35,420,000	33,369,300	0	513,145	3,249,460	36,000	10,855,373	299,321	469,453	9,613,987	828,272	7,504,289	0	0	2,050,700	*
日本共産党 京都市会議員団	4月分	2,800,000	2,481,813	0	1,200	0	0	1,331,107	146,910	84,190	48,540	204,217	488,252	177,397	0	318,187	*
	5~3月分	29,260,000	25,945,976	0	177,605	175,935	127,977	8,080,070	1,678,194	1,824,880	4,171,300	1,927,878	5,808,374	1,973,763	0	3,314,024	*
公明党 京都市会議員団	4月分	1,400,000	1,182,341	0	0	0	13,608	21,000	23,145	35,195	9,609	674,440	405,344	0	0	217,659	*
	5~3月分	21,420,000	20,606,672	0	140,000	2,564,045	0	7,640,064	0	725,803	1,835,765	573,845	7,127,150	0	0	813,328	*
民主・都みらい 京都市会議員団	4月分	1,400,000	681,043	0	0	0	0	3,977	0	60,259	38,910	50,448	527,449	0	0	718,957	*
	5~3月分	18,480,000	13,958,526	2,036,540	72,065	1,667,340	356,877	1,260,000	370,589	507,344	149,866	1,253,824	6,284,081	0	0	4,521,474	*
会派合計	4月分	8,820,000	5,254,871	0	1,200	0	13,608	1,881,084	195,022	206,877	116,268	963,598	1,699,817	177,397	0	3,565,129	
	5~3月分	104,580,000	93,880,474	2,036,540	902,815	7,656,780	520,854	27,835,507	2,348,104	3,527,480	15,770,918	4,583,819	26,723,894	1,973,763	0	10,699,526	
	平成19年度分	113,400,000	99,135,345	2,036,540	904,015	7,656,780	534,462	29,716,591	2,543,126	3,734,357	15,887,186	5,547,417	28,423,711	2,151,160	0	14,264,655	

(単位：円)

別表2-2 政務調査費の交付額、支出額及びその内訳並びにその残額（議員分）

番号	議員名	交付区分	交付額	支出額	支出額の費目別内訳											残額	修正	
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費			その他の経費
1	青木 ヨシオ	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	27,032	0	356,099	16,869	0	0	*	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2	磯辺 とし子	4月分	400,000	400,000	0	0	0	29,480	0	9,375	47,176	60,024	175,000	78,945	0	0	*	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3	井上 与一郎	4月分	400,000	167,175	0	0	0	0	0	24,965	18,989	7,875	45,000	70,346	0	232,825	*	
		5~3月分	4,400,000	2,224,316	0	0	0	262,500	0	316,585	178,674	239,672	504,000	722,885	0	2,175,684	*	
4	内海 貴夫	4月分	400,000	290,594	0	0	400	0	0	0	12,122	6,027	252,716	19,329	0	109,406	*	
		5~3月分	4,400,000	4,212,497	0	58,000	20,020	12,531	1,503,674	8,097	58,050	444,530	298,079	1,581,445	228,071	0	187,503	*
5	大西 均	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	750,000	5,000	0	117,363	1,513,864	0	240,870	95,571	290,212	1,340,000	47,120	0	0	
6	加地 浩	4月分	400,000	400,000	0	14,500	0	0	0	3,925	64,698	154,877	72,000	90,000	0	0	*	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	400,130	39,250	1,400,510	591,422	872,938	1,095,750	0	0	*	
7	加藤 盛司	4月分	400,000	383,921	0	0	0	0	98,350	3,925	39,073	14,559	132,014	96,000	0	16,079	*	
		5~3月分	4,400,000	4,243,433	0	0	0	0	1,048,268	58,662	382,814	348,234	1,597,628	807,827	0	156,567	*	

(単位：円)

(単位：円)

番号	議員名	交付区分	交付額	支出額	支出額の費目別内訳										残額	修正		
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費			事務所費	その他の経費
8	北川 明	4月分	400,000	205,159	0	0	0	5,491	0	22,559	27,895	33,714	115,500	0	0	194,841	*	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	国枝 克一郎	4月分	400,000	400,000	7,400	0	0	43,890	0	0	44,333	23,083	253,741	27,553	0	0	0	*
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	小林 正明	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	9,320	56,355	17,837	166,500	149,988	0	0	0	*
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	105,000	25,600	85,200	30,000	72,320	0	111,980	777,982	378,645	1,481,070	1,332,203	0	0	0
11	繁 隆夫	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	6,000	24,000	28,000	220,000	122,000	0	0	0	*
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	180,000	0	50,000	750,000	200,000	2,420,000	800,000	0	0	0
12	高橋 泰一朗	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	10,475	55,525	0	250,000	84,000	0	0	0	*
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	119,500	0	50,650	345,697	182,153	2,910,000	792,000	0	0	0
13	田中 明秀	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,261,773	0	3,100	0	10,394	23,460	49,024	62,644	682,591	440,564	1,657,990	1,332,006	0	138,227	0
14	田中 セツ子	4月分	400,000	296,238	0	0	0	0	0	3,925	52,932	0	120,000	119,381	0	103,762	0	*
		5~3月分	4,400,000	4,170,356	0	5,100	0	0	75,600	0	43,175	1,190,033	87,510	1,580,500	1,188,438	0	229,644	0
15	田中 英之	4月分	400,000	320,704	0	30,000	0	19,383	0	3,925	24,652	36,374	160,000	46,370	0	79,296	0	*
		5~3月分	4,400,000	3,958,722	0	3,000	0	85,100	91,938	0	88,910	928,099	599,735	1,941,940	220,000	0	441,278	0
16	津田 大三	4月分	400,000	348,773	0	32,000	0	10,425	0	19,753	57,333	79,827	30,000	119,435	0	51,227	0	*
		5~3月分	4,400,000	3,972,324	0	64,000	0	21,783	15,120	0	183,018	1,025,163	673,700	675,348	1,314,192	0	427,676	0
17	寺田 一博	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	115,970	0	54,000	142,665	87,365	0	0	0	0	*
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	40,315	90,560	0	547,675	0	21,080	1,915,160	370,736	1,255,600	158,874	0	0	0
18	富 きくお	4月分	400,000	248,830	0	0	0	0	0	0	0	0	181,500	67,330	0	151,170	0	*
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	0	43,175	291,207	393,380	2,691,492	980,746	0	0	0
19	中川 一雄	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	17,108	0	3,925	132,014	185,000	6,641	0	0	0	*
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	中村 三之助	4月分	400,000	400,000	5,710	0	0	0	0	7,850	50,591	178,281	130,000	27,568	0	0	0	*
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	55,710	0	0	86,050	0	96,583	1,843,308	109,712	1,795,000	413,637	0	0	0
21	中村 安良	4月分	400,000	340,929	0	0	0	0	0	5,335	80,798	10,393	240,000	4,403	0	59,071	0	*
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	西村 義直	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	462,465	88,225	50,655	361,773	35,284	55,278	416,565	858,863	586,125	1,484,767	0	0	0
23	西脇 尚一	4月分	400,000	400,000	0	60,000	0	0	0	20,000	50,000	60,000	150,000	60,000	0	0	0	0
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	448,000	490,100	0	140,525	610,521	0	1,650,000	866,632	194,222	0	0

(単位：円)

番号	議員名	交付区分	交付額	支出額	支出額の費目別内訳											残額	修正			
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費			その他の経費		
24	橋村 芳和	4月分	400,000	385,338	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	245,338	140,000	0	14,662	*	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,049,479	1,540,000	0	0	0	*
		4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	264,471	32,318	0	0	0	*
25	巻野 渡	5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,213,809	379,874	0	0	0	*
		4月分	400,000	400,000	4,000	0	0	5,760	75,150	0	0	730	114,360	200,000	0	0	0	0	0	
26	椋田 知雄	5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	76,000	0	22,960	207,802	0	29,096	1,226,375	521,827	2,200,000	115,940	0	0	0	0	
		4月分	4,400,000	1,939,453	0	0	0	0	53,737	0	37,420	58,625	260,854	800,000	728,817	0	0	2,460,547	*	
28	山本 恵一	4月分	4,400,000	4,054,811	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	486,768	16,000	184,327	0	31,500	274,724	442,521	1,821,942	797,029	0	0	345,189	*	
29	古井 あきら	4月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	233,362	0	42,130	532,395	351,083	1,778,750	1,462,280	0	0	0	0	*
30	赤坂 仁	4月分	400,000	380,765	0	0	0	0	149,415	0	0	0	0	231,350	0	0	0	19,235	*	
		5~3月分	4,400,000	3,885,132	0	36,000	11,820	0	560,213	0	7,500	183,164	0	3,086,435	0	0	0	514,868	*	
31	井坂 博文	4月分	400,000	390,764	0	0	0	0	159,430	0	0	0	0	231,334	0	0	0	9,236	*	
		5~3月分	4,400,000	4,170,201	0	2,420	380	0	793,401	0	7,500	265,277	14,985	3,086,238	0	0	0	229,799	*	
32	井上 けんじ	4月分	400,000	390,765	0	0	0	0	159,431	0	0	0	0	231,334	0	0	0	9,235	*	
		5~3月分	4,400,000	4,031,264	0	2,980	52,680	0	671,792	0	7,800	200,117	9,657	3,086,238	0	0	0	368,736	*	
33	岩橋 ちよみ	4月分	400,000	390,766	0	0	0	0	159,432	0	0	0	0	231,334	0	0	0	9,234	*	
		5~3月分	4,400,000	3,883,359	0	43,280	0	0	581,786	0	7,500	164,555	0	3,086,238	0	0	0	516,641	*	
34	加藤 あい	4月分	400,000	391,364	0	600	0	0	159,430	0	0	0	0	231,334	0	0	0	8,636	*	
		5~3月分	4,400,000	4,002,006	0	0	26,230	0	624,342	0	7,500	257,696	0	3,086,238	0	0	0	397,994	*	
35	加藤 広太郎	4月分	400,000	392,026	0	0	0	0	159,432	0	0	1,260	0	231,334	0	0	0	7,974	*	
		5~3月分	4,400,000	4,140,559	0	40,300	67,505	0	671,786	0	10,500	190,207	74,023	3,086,238	0	0	0	259,441	*	
36	河合 ようこ	4月分	400,000	380,766	0	0	0	0	149,432	0	0	0	0	231,334	0	0	0	19,234	*	
		5~3月分	4,400,000	3,784,659	0	0	0	0	501,786	0	9,500	187,135	0	3,086,238	0	0	0	615,341	*	
37	北山 ただお	4月分	400,000	390,764	0	0	0	0	159,430	0	0	0	0	231,334	0	0	0	9,236	*	
		5~3月分	4,400,000	4,054,412	0	0	11,820	0	681,821	0	7,500	179,865	87,168	3,086,238	0	0	0	345,588	*	
38	くらた 共子	4月分	400,000	387,364	0	600	0	0	155,430	0	0	0	0	231,334	0	0	0	12,636	*	
		5~3月分	4,400,000	4,107,037	0	43,280	43,548	0	657,406	0	7,800	264,045	4,720	3,086,238	0	0	0	292,963	*	
39	倉林 明子	4月分	400,000	390,764	0	0	0	0	159,430	0	0	0	0	231,334	0	0	0	9,236	*	
		5~3月分	4,400,000	3,955,958	0	0	0	0	678,321	0	7,500	183,899	0	3,086,238	0	0	0	444,042	*	

(単位：円)

番号	議員名	交付区分	交付額	支出額	支出額の費目別内訳										残額	修正		
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費			事務所費	その他の経費
40	佐藤 和夫	4月分	400,000	380,765	0	0	0	0	0	149,431	0	0	0	0	231,334	0	19,235	*
		5~3月分	4,400,000	3,766,960	0	0	0	0	0	491,786	0	7,500	181,436	0	3,086,238	0	633,040	*
41	せのお 直樹	4月分	400,000	382,866	0	0	0	0	0	149,432	0	0	2,100	0	231,334	0	17,134	*
		5~3月分	4,400,000	3,976,920	0	0	43,548	0	0	531,786	0	7,800	237,655	69,893	3,086,238	0	423,080	*
42	玉本 なるみ	4月分	400,000	391,364	0	600	0	0	0	159,430	0	0	0	0	231,334	0	8,636	*
		5~3月分	4,400,000	4,074,202	0	0	39,648	0	0	638,920	0	7,500	266,746	35,150	3,086,238	0	325,798	*
43	とがし 豊	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,059,342	0	0	69,998	0	0	692,066	0	7,800	203,240	0	3,086,238	0	340,658	*
44	西野 さち子	4月分	400,000	390,765	0	0	0	0	0	159,431	0	0	0	0	231,334	0	9,235	*
		5~3月分	4,400,000	4,207,579	0	0	98,883	0	0	657,836	0	7,500	303,470	53,652	3,086,238	0	192,421	*
45	西村 善美	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,062,693	0	66,250	11,820	0	0	682,125	0	7,500	164,555	44,205	3,086,238	0	337,307	*
46	樋口 英明	4月分	400,000	380,764	0	0	0	0	0	149,430	0	0	0	0	231,334	0	19,236	*
		5~3月分	4,400,000	4,146,113	0	0	67,505	0	0	740,392	0	7,500	236,893	7,585	3,086,238	0	253,887	*
47	ふじい 佐富	4月分	400,000	382,265	0	0	0	0	0	149,431	0	0	1,500	0	231,334	0	17,735	*
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
48	藤原 冬樹	4月分	400,000	380,766	0	0	0	0	0	149,432	0	0	0	0	231,334	0	19,234	*
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49	宮田 えりこ	4月分	400,000	390,764	0	0	0	0	0	159,430	0	0	0	0	231,334	0	9,236	*
		5~3月分	4,400,000	3,882,083	0	0	0	0	0	536,862	0	7,500	248,550	2,933	3,086,238	0	517,917	*
50	山中 渡	4月分	400,000	380,764	0	0	0	0	0	149,430	0	0	0	0	231,334	0	19,236	*
		5~3月分	4,400,000	3,777,600	0	0	0	0	0	481,766	0	7,500	202,096	0	3,086,238	0	622,400	*
51	山本 正志	4月分	400,000	383,164	0	0	0	0	0	149,430	0	0	2,400	0	231,334	0	16,836	*
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52	青木 よしか	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	285,686	0	23,550	591,486	253,751	1,809,000	1,436,527	0	0
53	安孫子 和子	4月分	400,000	346,595	0	52,150	0	0	0	29,647	0	3,925	16,894	50,773	156,611	36,595	0	53,405
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	1,47,222	0	0	0	1,401,010	0	43,175	329,506	103,475	2,152,463	223,149	0	0
54	天方 浩之	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,387,445	0	0	0	0	0	71,821	0	60,262	447,068	2,422,282	1,386,012	0	12,555	*
55	今枝 徳蔵	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	46,000	0	4,625	24,975	19,268	196,112	109,120	0	0
		5~3月分	4,400,000	4,399,989	0	0	0	0	822,780	161,598	0	62,975	217,932	240,466	1,670,000	1,224,238	0	11

(単位：円)

番号	議員名	交付区分	交付額	支出額	支出額の費目別内訳											残額	修正
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費		
56	宇都宮 壮一	4月分 5～3月分	400,000 -	189,515 -	0 -	15,262 -	1,400 -	6,510 -	12,365 -	53,594 -	42,943 -	7,000 -	50,441 -	0 -	210,485 -	*	
57	徳塚 功	4月分 5～3月分	400,000 4,400,000	367,086 4,400,000	0 0	5,702 62,449	85,344 264,579	0 0	7,850 99,630	32,264 496,725	91,174 558,649	90,000 1,847,899	52,752 978,419	0 0	32,914 0	*	
58	小林あきろう	4月分 5～3月分	400,000 4,400,000	400,000 4,307,621	0 0	0 6,000	79,905 247,912	0 0	0 159,677	29,580 787,162	11,282 222,872	248,909 2,688,000	19,324 165,998	0 0	0 92,379	*	
59	鈴木 マサホ	4月分 5～3月分	400,000 4,000,000	211,908 2,809,944	0 0	56,322 1,562	361,001 0	0 0	7,395 33,428	11,859 79,125	0 7,465	125,000 163,000	62,625 115,420	0 0	188,092 0	*	
60	砂川 祐司	4月分 5～3月分	400,000 -	400,000 -	0 -	1,400 -	1,093,518 -	850 -	175,772 -	353,439 -	307,570 -	1,185,661 -	1,040,675 -	0 -	225,615 -	*	
61	中野 洋一	4月分 5～3月分	4,400,000 -	4,174,385 -	0 -	15,500 -	1,093,518 -	850 -	175,772 -	353,439 -	307,570 -	1,185,661 -	1,040,675 -	0 -	225,615 -	*	
62	藤川 剛	4月分 5～3月分	4,400,000 4,400,000	4,096,101 4,000,000	0 0	148,292 0	470,097 0	0 0	15,750 0	501,610 167,037	155,499 0	1,684,498 194,412	957,135 38,551	0 0	303,899 0	*	
63	宮本 徹	4月分 5～3月分	4,400,000 4,400,000	400,000 3,753,870	0 0	99,720 -	222,075 -	0 -	14,477 -	450,247 -	294,746 -	2,195,000 -	477,605 -	0 -	646,130 -	*	
64	安井 つとむ	4月分 5～3月分	4,400,000 4,400,000	4,394,335 4,394,335	0 0	0 0	2,692,067 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1,149,500 552,768	552,768 0	0 0	5,665 0		
65	山岸たかゆき	4月分 5～3月分	400,000 4,400,000	339,430 4,400,000	0 0	0 0	0 0	0 0	3,925 64,561	29,307 926,891	2,000 91,531	210,494 2,236,659	93,704 1,026,133	0 0	60,570 0	*	
66	山口 幸秀	4月分 5～3月分	400,000 -	100,000 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	100,000 -	0 -	0 -	300,000 -		
67	山本 恵	4月分 5～3月分	4,400,000 -	4,185,739 -	0 -	208,761 -	92,250 -	0 -	40,062 -	225,398 -	530,700 -	1,337,800 -	1,575,598 -	11,025 -	214,261 -		
68	山本ひろふみ	4月分 5～3月分	4,400,000 -	4,400,000 -	0 -	3,368 -	79,465 -	0 -	56,675 -	184,555 -	398,505 -	2,160,375 -	1,508,457 -	0 -	0 -		
69	井上 教子	4月分 5～3月分	400,000 4,400,000	139,057 2,647,547	0 0	0 3,000	16,275 140,231	0 0	1,835 36,505	10,363 735,517	25,987 189,952	40,000 829,008	44,597 713,334	0 0	260,943 1,752,453	*	
70	木村 力	4月分 5～3月分	400,000 4,400,000	154,255 2,967,193	0 0	34,518 273,409	70,820 453,192	0 0	17,705 288,716	29,216 725,978	1,996 193,736	0 0	0 977,962	0 0	245,745 1,432,807	*	
71	久保 勝信	4月分 5～3月分	400,000 4,400,000	287,022 3,856,151	0 0	9,780 349,986	80,900 542,655	0 0	18,859 310,973	45,923 562,733	69,325 1,205,262	0 0	5,475 85,862	0 0	112,978 543,849	*	

(単位：円)

番号	議員名	交付区分	交付額	支出額	支出額の費目別内訳											残額	修正	
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費			その他の経費
72	柴田 章喜	4月分	400,000	163,597	0	0	0	20,643	8,071	0	10,770	9,311	111,295	0	3,507	0	236,403	*
		5～3月分	4,400,000	2,693,503	0	0	144,863	342,272	0	128,250	553,838	791,660	0	732,620	0	1,706,497	*	
		4月分	400,000	151,970	0	0	0	0	0	13,905	12,084	67,643	0	58,338	0	248,030	*	
73	曾我 修	5～3月分	4,400,000	2,528,410	0	0	90,075	291,150	0	190,440	701,855	579,944	0	674,946	0	1,871,590	*	
		4月分	400,000	253,962	0	0	20,700	58,000	0	66,960	26,823	81,479	0	0	0	146,038	*	
74	大道 義知	5～3月分	4,400,000	2,911,323	15,500	0	355,195	1,315,169	0	293,651	634,382	297,426	0	0	0	1,488,677	*	
		4月分	400,000	252,107	0	0	2,048	2,604	0	7,190	137,560	10,021	0	92,684	0	147,893	*	
75	谷口 弘昌	5～3月分	4,400,000	2,705,722	0	21,810	5,680	197,064	2,820	119,441	747,893	477,534	0	1,052,060	0	1,694,278	*	
		4月分	400,000	157,940	0	0	6,192	14,385	0	17,498	29,706	32,985	0	32,174	0	242,060	*	
76	津田 早苗	5～3月分	4,400,000	2,496,569	0	3,000	67,916	365,580	0	259,245	663,850	409,308	0	397,670	0	1,903,431	*	
		4月分	400,000	269,044	0	21,781	82,629	0	0	7,940	40,679	12,825	0	103,190	0	130,956	*	
77	日置 文章	5～3月分	4,400,000	3,496,632	0	165,855	868,551	203,910	0	101,077	826,365	171,665	0	1,159,209	0	903,368	*	
		4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
78	平山 賀一	5～3月分	4,400,000	2,033,655	0	0	2,207	193,011	0	52,900	168,504	279,974	0	1,337,059	0	2,366,345	*	
		4月分	400,000	240,495	0	0	0	9,254	28,350	12,005	72,745	8,134	0	110,007	0	159,505	*	
79	湯浅 光彦	5～3月分	4,400,000	3,882,713	0	0	20,000	402,935	340,200	453,110	965,623	594,216	0	1,106,629	0	517,287	*	
		4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
80	古田 孝雄	5～3月分	4,400,000	2,616,840	0	39,190	101,355	278,825	0	247,330	300,790	390,639	0	1,215,301	0	1,783,160	*	
		4月分	400,000	263,227	0	0	0	0	0	18,290	54,168	52,975	0	85,694	0	136,773		
81	村山 祥栄	5～3月分	4,000,000	2,931,112	0	97,580	0	462,580	0	81,900	447,901	404,385	0	808,323	0	1,068,888		
		4月分	25,600,000	21,405,226	0	299,101	264,084	3,958,192	34,860	463,249	1,779,971	1,845,117	10,267,578	2,492,674	0	4,194,774		
		5～3月分	302,800,000	266,882,563	870,500	2,867,779	4,354,823	32,460,598	520,475	5,608,527	33,890,302	18,138,457	123,460,363	42,817,439	205,247	35,917,437		
		平成19年度分	328,400,000	288,287,789	870,500	3,166,880	4,618,907	36,418,790	555,335	6,071,776	35,670,273	19,983,574	133,727,941	45,310,113	205,247	40,112,211		
	議員合計																	

別表3-1 政務調査費目的外使用額一覧(会派分)

会派名	交付区分	交付額	支出額	目的外使用額												合計			
				委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他の経費		小計	差額調整	交付区分別合計
自由民主党京都市会議員団	4月分	3,220,000	909,674	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5~3月分	35,420,000	33,369,300	0	0	0	0	560,550	0	0	0	575,140	0	0	0	0	1,135,690	0	1,135,690
日本共産党京都市会議員団	4月分	2,800,000	2,481,813	0	0	0	0	0	0	0	0	262	183,475	0	0	0	183,737	0	183,737
	5~3月分	29,260,000	25,945,976	0	0	0	0	113,312	0	44,511	179,643	3,599	2,652,364	724	0	2,994,153	0	2,994,153	
民主・都みらい京都市会議員団	4月分	1,400,000	681,043	0	0	0	0	397	0	0	0	0	0	0	0	397	0	397	
	5~3月分	21,420,000	20,606,672	0	0	0	0	1,031,920	0	30,420	8,105	0	0	0	0	1,070,445	0	1,070,445	
公明党京都市会議員団	4月分	1,400,000	1,182,341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5~3月分	18,480,000	13,958,526	0	16,140	30,280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46,420	0	46,420	
会派合計	4月分	8,820,000	5,254,871	0	0	0	0	397	0	0	0	262	183,475	0	0	184,134	0	184,134	
	5~3月分	104,580,000	93,880,474	0	16,140	30,280	0	1,705,782	0	74,931	762,888	3,599	2,652,364	724	0	5,246,708	0	5,246,708	
	平成19年度分	113,400,000	99,135,345	0	16,140	30,280	0	1,706,179	0	74,931	762,888	3,861	2,835,839	724	0	5,430,842	0	5,430,842	

注 表中の小計欄には別紙平成19年度政務調査費に係る判定結果中の目的外使用額(調整後)(A)欄の金額を、差額調整欄には同別紙の未調整額(B)欄の金額を、交付区分別合計欄には同別紙の目的外使用額総額(A+B)の金額を、それぞれ記載している。

別表3-2 政務調査費目的外使用額一覧(議員分)

番号	氏名	交付区分	交付額	支出額	目的外使用額												合計		
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他の経費		小計	差額調整
1	青木 ヨシオ	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	磯辺 とし子	4月分	400,000	400,000	0	0	0	14,740	0	0	950	3,265	8,127	0	0	0	27,082	0	27,082
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	井上 与一郎	4月分	400,000	167,175	0	0	0	0	0	0	0	2,792	6,825	0	1,191	0	10,808	0	10,808
		5~3月分	4,400,000	2,224,316	0	0	0	0	0	0	0	37,124	46,200	0	0	0	83,324	△43,865	39,459
4	内海 貴夫	4月分	400,000	290,594	0	0	0	0	0	0	0	1,212	602	0	3,664	0	5,478	0	5,478
		5~3月分	4,400,000	4,212,497	0	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	16,500	0	31,500	△5,358	26,142
5	大西 均	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	5,000	0	0	0	0	0	0	15,400	0	3,033	0	23,433	0	23,433
6	加地 浩	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	21,157	0	0	179,666	42,920	0	0	0	243,743	△9,062	234,681
7	加藤 盛司	4月分	400,000	383,921	0	0	0	0	14,175	0	0	290	0	0	0	14,465	0	14,465	
		5~3月分	4,400,000	4,243,433	0	0	0	0	58,750	0	1,192	6,890	1,300	0	0	68,132	△259,200	0	14,465

(単位：円)

番号	氏名	交付区分	交付額	支出額	目的別使用額													合計					
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他の経費	小計		差額調整	交付区分別合計			
8	北川 明	4月分	400,000	205,159	0	0	0	0	0	0	6,211	7,508	0	0	0	0	0	0	0	13,719	0	13,719	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	国枝 克一郎	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	小林 正明	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	16,100	5,325	10,000	8,860	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,285	△3,242	37,043
11	繁 隆夫	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	30	10,808	2,199	1,000	0	0	0	0	0	14,037	△376	13,661	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	0	3,162	128,616	42,689	11,000	0	0	0	0	0	185,467	△13,003	172,464	
12	高橋 泰一朗	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	10,475	22,655	0	0	0	0	0	0	0	33,130	0	33,130	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	9,750	0	0	0	0	32,424	0	0	0	0	0	0	42,174	△52,285	0	
13	田中 明秀	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,261,773	0	500	0	0	0	0	594	9,285	1,664	0	0	0	0	0	0	12,712	0	12,712	
14	田中 セツ子	4月分	400,000	296,238	0	0	0	0	0	0	0	3,478	0	0	0	0	0	0	0	7,297	0	7,297	
		5~3月分	4,400,000	4,170,356	0	0	0	0	0	0	0	21,870	0	0	0	0	0	0	0	38,911	0	38,911	
15	田中 英之	4月分	400,000	320,704	0	0	0	0	0	0	0	895	13,168	0	0	0	0	0	0	23,474	0	23,474	
		5~3月分	4,400,000	3,958,722	0	0	0	0	1,658	0	4,124	58,678	196,348	0	0	0	0	0	0	260,808	0	260,808	
16	津田 大三	4月分	400,000	348,773	0	10,000	0	0	0	0	0	9,930	3,349	10,000	1,471	0	0	0	0	34,750	0	34,750	
		5~3月分	4,400,000	3,972,324	0	40,500	0	0	0	0	1,000	112,450	32,736	0	0	0	0	0	0	202,568	0	202,568	
17	寺田 一博	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,297	0	3,297	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	5,660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,745	△2,838	37,907	
18	富 きくお	4月分	400,000	248,830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,001	0	12,001	
19	中川 一雄	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	13,045	30,374	0	0	0	0	0	0	43,419	0	43,419	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	中村 三之助	4月分	400,000	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,783	0	13,783	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0	0	0	459,947	20,698	0	0	0	0	0	0	653,485	0	653,485	
21	中村 安良	4月分	400,000	340,929	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22	西村 義直	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	432,525	10,615	50,655	167,595	10,125	31,920	113,764	488,387	0	0	0	0	0	0	1,305,586	△319,078	986,508	
23	西脇 尚一	4月分	400,000	400,000	0	55,000	0	0	0	0	12,150	29,290	60,000	75,000	16,531	0	0	0	0	247,971	0	247,971	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	382,500	95,050	0	53,175	319,422	0	825,000	222,020	159,996	0	0	0	2,057,163	0	2,057,163	
24	橋村 芳和	4月分	400,000	385,338	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	8,238	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200,581	△200,581	0	

(単位：円)

番号	氏名	交付区分	交付額	支出額	目的的外的使用額													合計			
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他の経費	小計		差額調整	交付区分別合計	
42	玉本 なるみ	4月分	400,000	391,364	0	0	0	3,333	0	0	0	0	0	0	156,568	0	0	159,901	0	159,901	
		5~3月分	4,400,000	4,074,202	0	0	0	52,470	0	0	0	48,419	0	0	2,159,234	0	0	2,260,123	0	2,260,123	
43	とがし 豊	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,291,125
		5~3月分	4,400,000	4,059,342	0	0	0	52,581	0	0	0	79,310	0	0	2,159,234	0	0	2,291,125	0	2,291,125	
44	西野 さち子	4月分	400,000	390,765	0	0	0	6,666	0	0	0	0	0	0	156,568	0	0	163,234	0	163,234	
		5~3月分	4,400,000	4,207,579	0	0	0	44,239	0	0	0	44,298	0	0	2,159,234	0	0	2,247,771	0	2,247,771	
45	西村 善美	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,245,811
		5~3月分	4,400,000	4,062,693	0	0	0	45,439	0	0	0	41,138	0	0	2,159,234	0	0	2,245,811	0	2,245,811	
46	樋口 英明	4月分	400,000	380,764	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156,568	0	0	156,568	0	156,568	
		5~3月分	4,400,000	4,146,113	0	0	0	51,153	0	0	0	5,258	0	0	2,159,234	0	0	2,215,645	0	2,215,645	
47	ふじい 佐富	4月分	400,000	382,265	0	0	0	0	0	0	0	1,200	0	0	156,568	0	0	157,768	0	157,768	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	157,768
48	藤原 冬樹	4月分	400,000	380,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156,568	0	0	156,568	0	156,568	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156,568
49	宮田 えりこ	4月分	400,000	390,764	0	0	0	400	0	0	0	0	0	0	156,568	0	0	156,968	0	156,968	
		5~3月分	4,400,000	3,882,083	0	0	0	48,948	0	0	0	63,541	1,955	0	2,159,234	0	0	2,273,678	0	2,273,678	
50	山中 渡	4月分	400,000	380,764	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156,568	0	0	156,568	0	156,568	
		5~3月分	4,400,000	3,777,600	0	0	0	35,622	0	0	0	47,769	0	0	2,159,234	0	0	2,242,625	0	2,242,625	
51	山本 正志	4月分	400,000	383,164	0	0	0	0	0	0	0	2,400	0	0	156,568	0	0	158,968	0	158,968	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158,968
52	青木 よしか	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	78,808
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	0	0	28,470	0	0	0	43,226	0	0	7,112	0	0	78,808	0	78,808	
53	安孫子 和子	4月分	400,000	346,595	0	0	0	14,688	0	0	3,925	11,614	2,372	32,171	0	0	0	64,770	△53,405	11,365	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	130,200	0	267,285	0	0	43,175	86,549	0	191,725	0	0	0	718,934	0	718,934	
54	天方 浩之	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,750
		5~3月分	4,400,000	4,387,445	0	0	0	0	0	18,350	326	8,300	7,774	0	7,774	0	0	34,750	0	34,750	
55	今枝 徳藏	4月分	400,000	400,000	0	0	0	40,250	0	0	3,925	3,913	0	7,445	0	0	0	55,533	0	55,533	
		5~3月分	4,400,000	4,399,989	0	0	0	630,360	156,223	0	49,775	2,706	14,889	0	630,000	0	1,483,953	0	1,483,953		
56	宇都宮 壮一	4月分	400,000	189,515	0	0	0	15,262	0	3,255	5,182	5,165	28,480	0	32,200	0	0	89,544	0	89,544	
		5~3月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89,544
57	隠塚 功	4月分	400,000	367,086	0	0	0	0	0	0	0	4,590	0	0	0	0	0	4,590	△12,190	0	
		5~3月分	4,400,000	4,400,000	0	64,150	0	1,967	52	0	8,333	172	0	0	0	0	0	74,674	△55,986	18,688	
58	小林あきろう	4月分	400,000	400,000	0	11,000	0	26,635	0	0	0	3,260	0	0	0	0	0	40,895	0	40,895	
		5~3月分	4,400,000	4,307,621	0	30,000	0	25,200	0	75,553	169,128	16,023	0	0	0	0	0	315,904	0	315,904	

(単位：円)

番号	氏名	交付区分	交付額	支出額	目的別使用額													交付区分別合計	合計									
					委託調査費	研修研究費	調査旅費	会議費	広報費	資料作成費	資料購入費	通信運搬費	備品消耗品費	人件費	事務所費	その他の経費	小計			差額調整								
76	津田 早苗	4月分	400,000	157,940	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		5~3月分	4,400,000	2,496,569	0	0	25,210	44,362	0	750	68,500	1,579	798	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
77	日置 文章	4月分	400,000	269,044	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		5~3月分	4,400,000	3,496,632	0	3,500	0	824,480	0	0	291,093	43,162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
78	平山 賀一	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		5~3月分	4,400,000	2,033,655	0	0	0	0	0	0	2,538	6,884	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	湯浅 光彦	4月分	400,000	240,495	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5~3月分	4,400,000	3,882,713	0	0	0	15,000	50,400	0	3,965	30,696	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	古田 孝雄	4月分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5~3月分	4,400,000	2,616,840	0	11,400	27,770	20,790	35,000	0	17,544	19,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	村山 祥栄	4月分	400,000	263,227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5~3月分	4,000,000	2,931,112	0	45,270	0	0	400,549	0	0	138,187	41,083	150,000	4,172	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議員合計		4月分	25,600,000	21,405,226	0	90,760	0	141,973	208,635	3,255	75,910	382,610	236,394	3,371,323	144,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5~3月分	302,800,000	266,882,563	0	1,450,507	436,428	2,731,763	3,139,176	10,125	441,913	5,248,931	2,033,854	43,409,926	3,010,076	165,456	62,078,155	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542	△1,192,542
平成19年度分			328,400,000	288,287,789	0	1,541,267	436,428	2,873,736	3,347,811	13,380	517,823	5,631,541	2,270,248	46,781,249	3,154,196	165,456	66,733,135	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	△1,319,795	

注1 表中の小計欄には別紙平成19年度政務調査費に係る判定結果中の目的外使用額(調整後)(A)欄の金額を、差額調整欄には同別紙の未調整額(B)欄の金額を、交付区分別合計欄には同別紙の目的外使用額総額(A+B)の金額を、それぞれ記載している。

注2 交付区分別合計欄は、小計欄と差額調整欄の金額の合計が0円を下回る場合は、0円としている。そのため、交付区分別合計欄の議員合計金額は、小計欄の議員合計金額と差額調整欄の議員合計金額を合算した金額とは一致しない。